

泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備事業
に係る環境影響評価方法書の検討結果

令和4年6月

大阪府環境影響評価審査会

はじめに

本冊子は、令和4年2月21日に大阪府知事から意見照会を受けた「泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」について、大阪府環境影響評価審査会において、その内容を慎重に検討した結果をとりまとめたものである。

令和4年6月

大阪府環境影響評価審査会

会長 勝見 武

目 次

I	環境影響評価方法書の概要	1
II	検討結果	37
1	1 全般的事項	37
2	2 大気質	46
3	3 水質	50
4	4 騒音、振動、低周波音	52
5	5 悪臭	54
6	6 陸域生態系	56
7	7 人と自然との触れ合いの活動の場	61
8	8 景観	64
9	9 文化財	66
10	10 廃棄物	67
11	11 地球環境	69
III	指摘事項	71
<参考>		
	大阪府環境影響評価審査会委員名簿	73

I 環境影響評価方法書の概要

1 事業計画の概要

1-1 事業者の名称

泉佐野市田尻町清掃施設組合
熊取町

1-2 事業の名称

泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備事業

1-3 事業の目的

泉佐野市田尻町清掃施設組合（以下「施設組合」という。）及び熊取町のごみ処理施設はいずれも老朽化・陳腐化が進行し施設の更新が急務となっていることから、将来的に施設組合に熊取町が参画し1市2町で広域的なごみの中間処理を行うため、令和12年度の稼働を目指して新たなごみ処理施設を整備する。

1-4 事業の内容

(1) 事業の種類

大阪府環境影響評価条例別表6の項に掲げる一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の設置の事業

(2) 事業の規模

処理能力の合計 1日当たり 240トン

(3) 事業の実施場所

泉佐野市日根野地内及び上之郷地内（図1-1～3）



図 1 - 1 対象事業実施区域の位置（広域）

（方法書から引用）

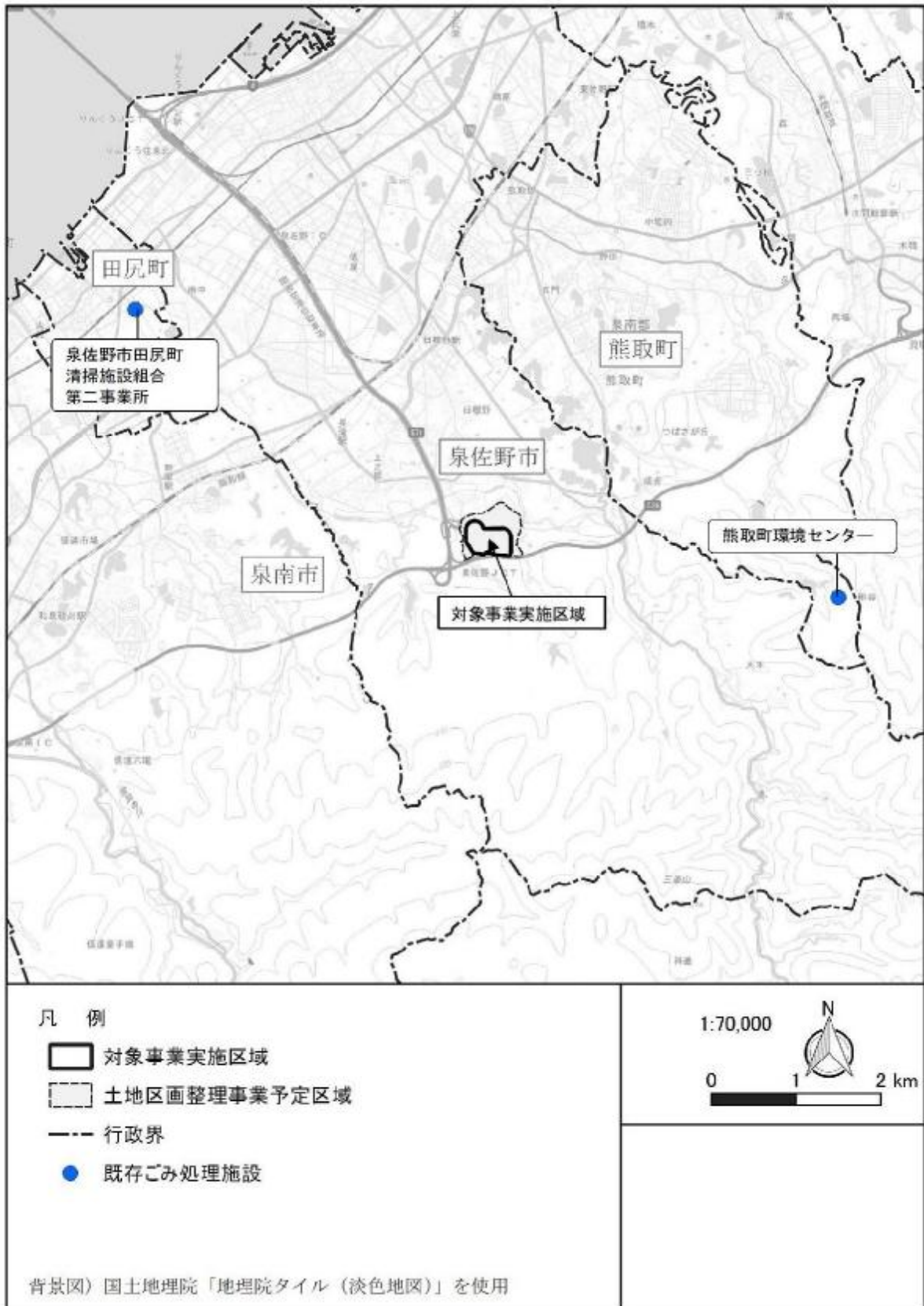


図 1 - 2 対象事業実施区域の位置

(方法書から引用)



図1-3 対象事業実施区域の位置(詳細)

※ 図中の対象事業実施区域には、図1-4に示されているバッファを含む。

(方法書から引用)

(4) 施設計画

事業実施区域内における施設の配置計画は図1-4のとおりであり、今後の施設基本設計により詳細を決定するとしている。

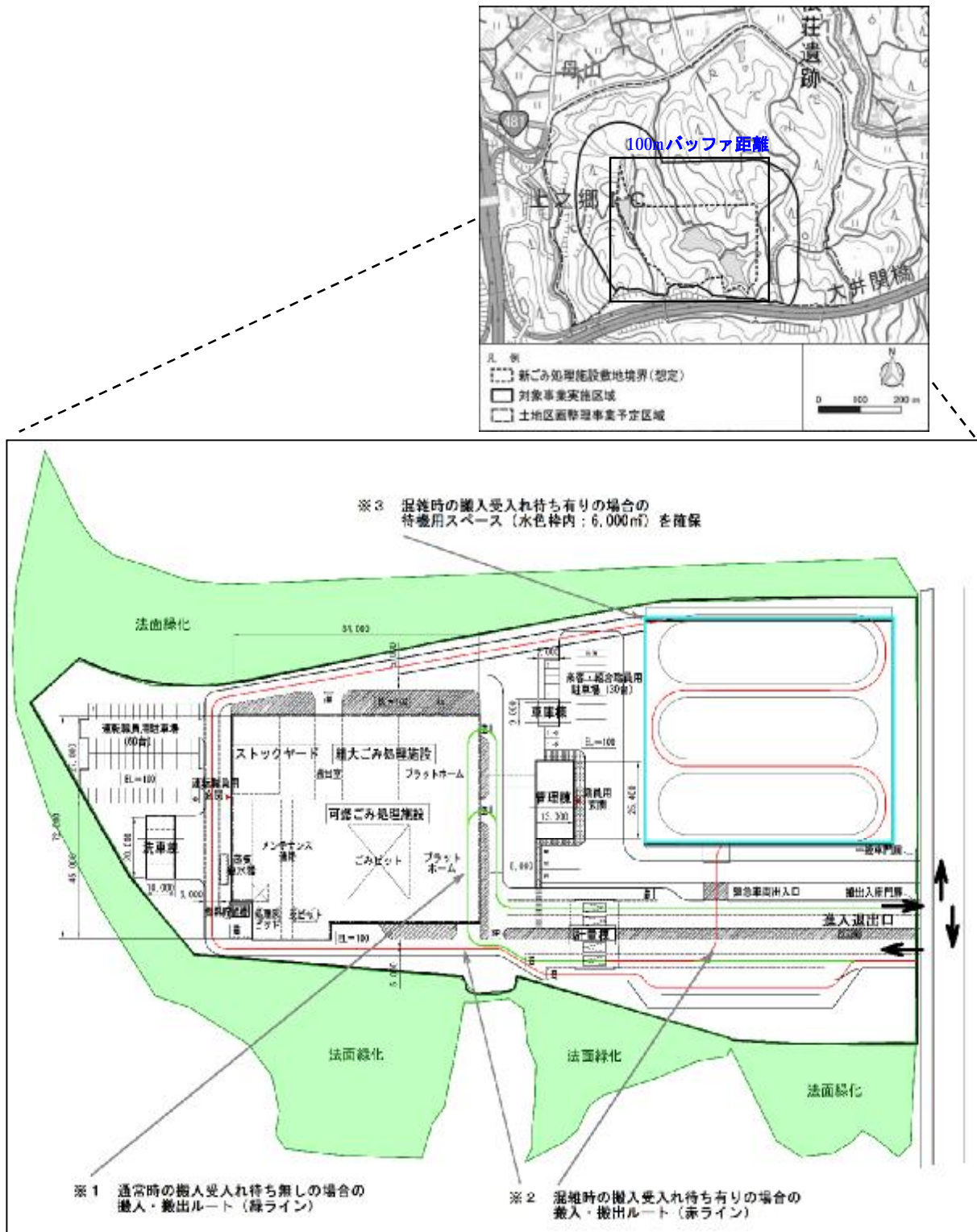


図1-4 施設配置計画(案)

(方法書から引用)

焼却施設（エネルギー回収推進施設）の計画諸元は表 1 - 1 のとおりであり、排出ガスの計画目標値を表 1 - 2 のとおり設定している。また、焼却施設と併せて設置する施設の計画諸元を表 1 - 3 のとおりとしている。

表 1 - 1 焼却施設の計画諸元

項目	内容
処理方式	ストーカ式焼却炉
施設規模（処理能力）	240t/日（120t/日×2 炉）
エネルギー回収率（目標）	21%以上
計画地盤高	約 101m
煙突高さ	GL+59m
処理対象物	可燃ごみ（一般廃棄物、災害廃棄物）
稼働日数・時間	280 日・24 時間
煙突吐出速度（想定値） 施設規模が同程度の一般廃棄物焼却施設（ストーカ式）の事例を参考に想定	22m/s

（方法書から引用）

表 1 - 2 焼却施設の排出ガスの計画目標値

公害防止項目	計画目標値 1 炉毎の目標値。今後の施設基本設計により詳細を決定したうえで設定。
ばいじん (g/Nm ³)	0.01 以下
塩化水素 (ppm)	30 以下
硫黄酸化物 (ppm)	50 以下
窒素酸化物 (ppm)	50 以下
ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm ³)	0.1 以下
水銀 (μg/Nm ³)	30 以下

（方法書から引用）

表 1 - 3 併せて設置する施設の計画

施設	規模
破碎・選別施設（マテリアルリサイクル推進施設）	1 日あたり 30 トン
保管施設（ストックヤード）	面積 450 m ²

（方法書をもとに作成）

ごみ処理フローを図1-5のとおりとしている。また、焼却施設の処理フローを図1-6のとおり、破碎・選別施設の処理フローを図1-7のとおり、給水・排水フローを図1-8のとおりとし、今後の施設基本設計により詳細に決定するとしている。

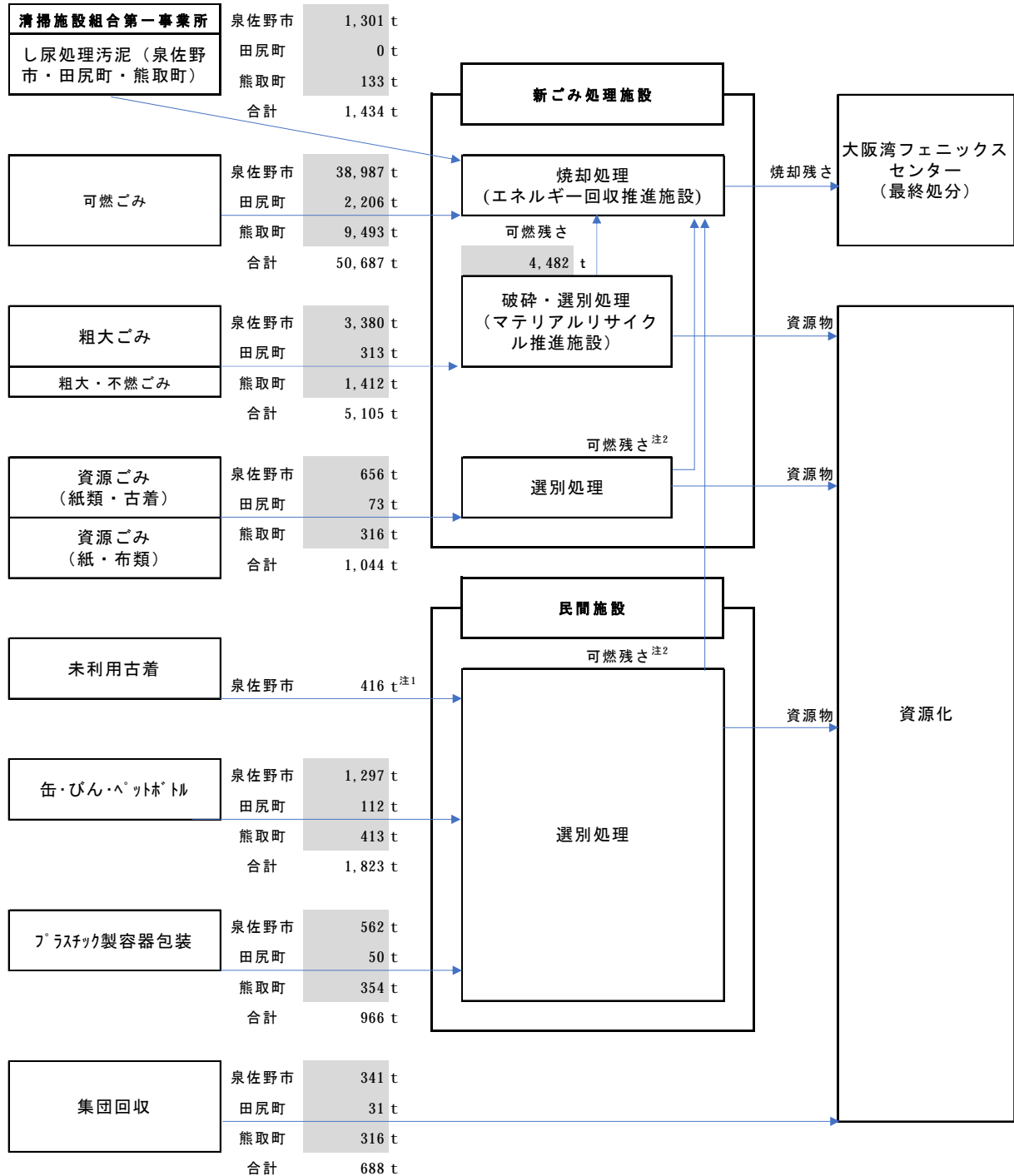


図1-5 ごみ処理フロー

(方法書から引用)

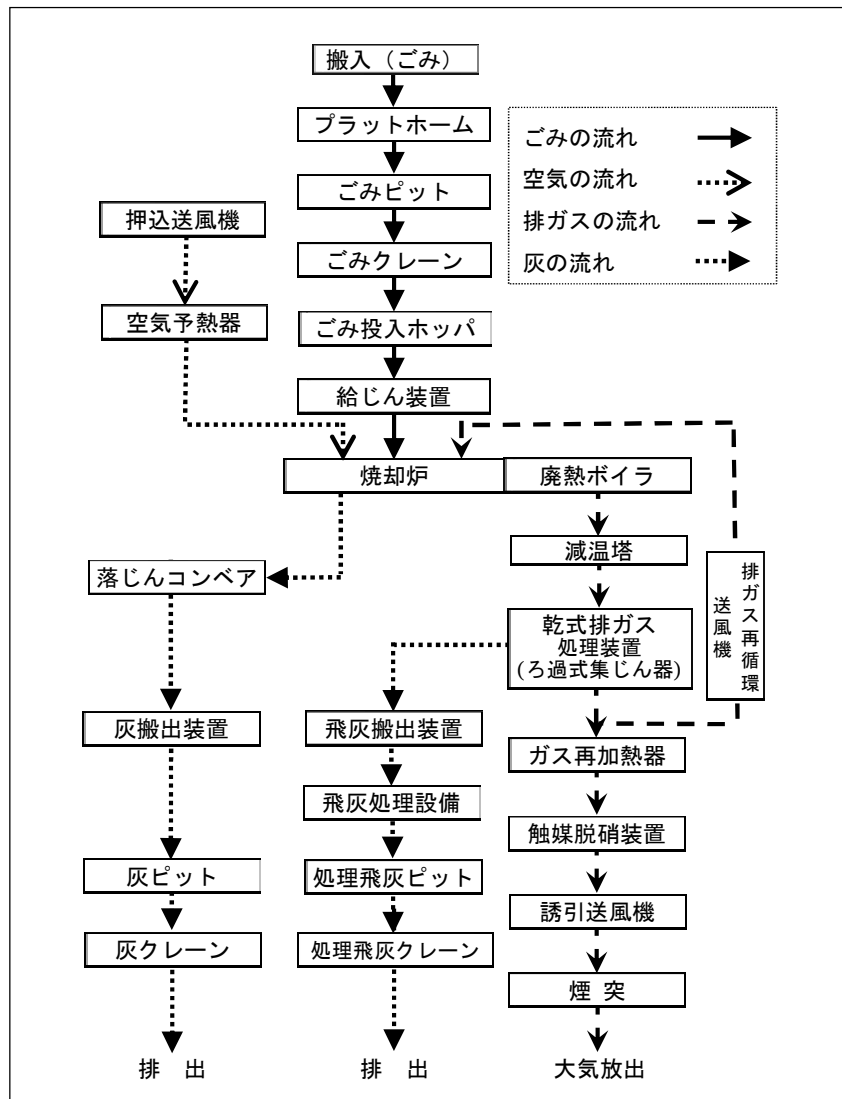


図 1 - 6 焼却施設における処理フロー (例示)

(方法書から引用)

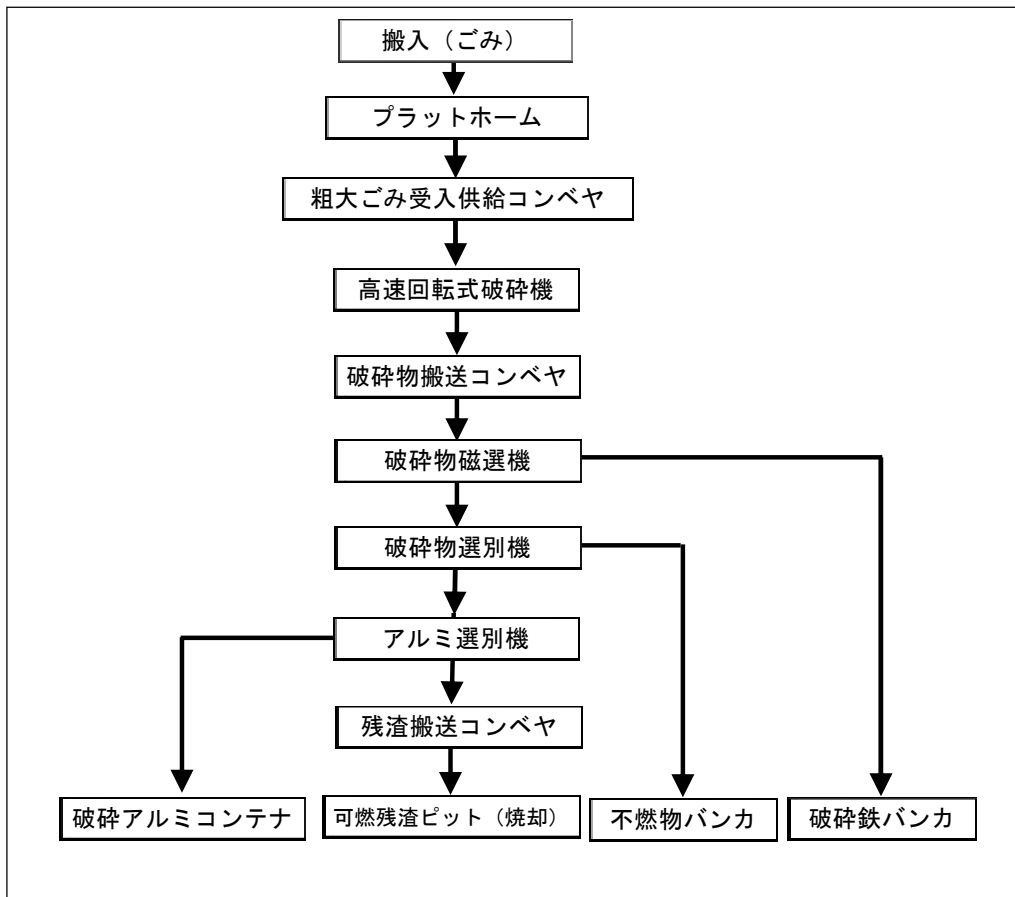
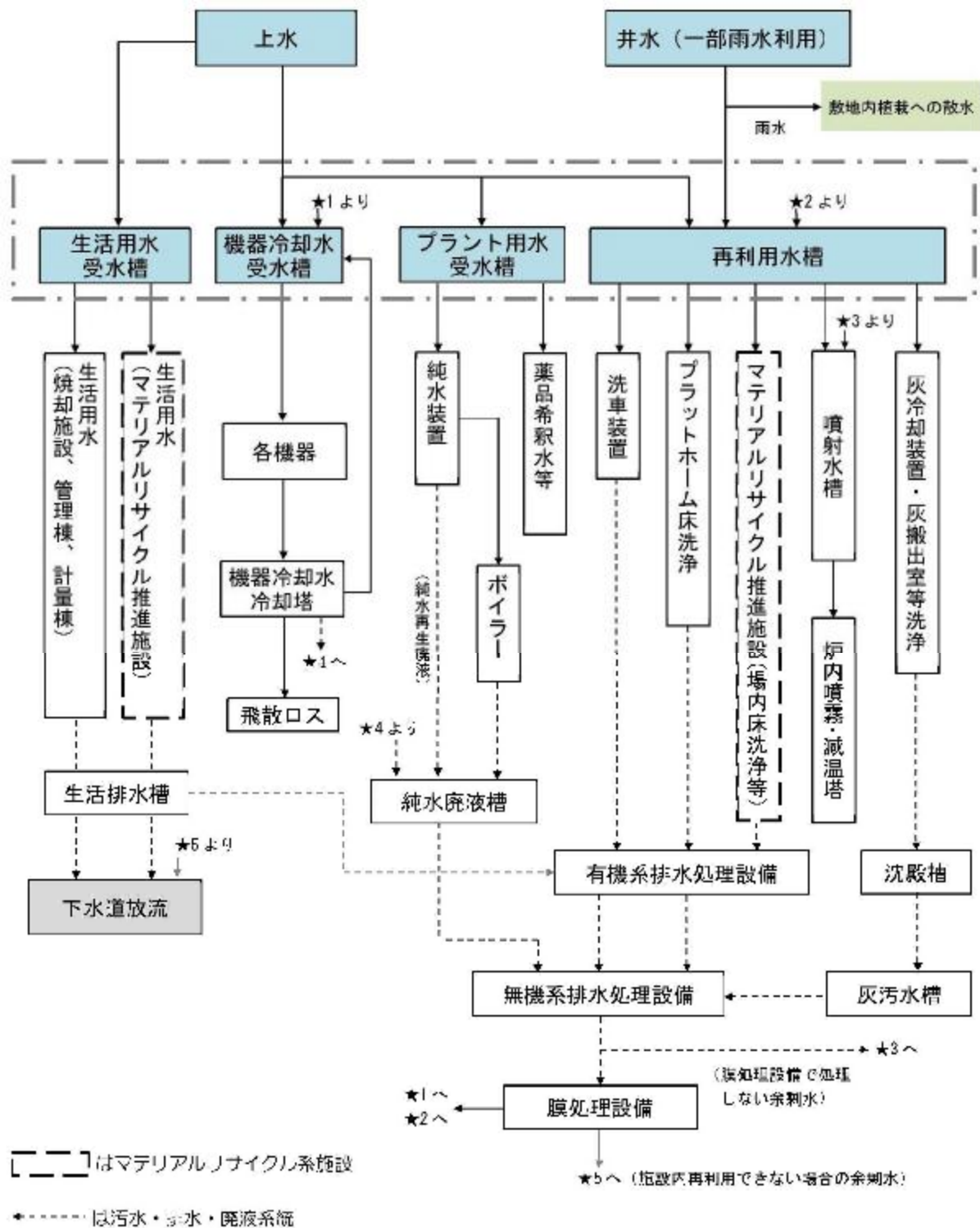


図 1-7 破砕・選別施設における処理フロー (例示)

(方法書から引用)



(備考) 本処理フローは、今後の施設基本設計により詳細を決定した上で設定する。

図 1-8 給水・排水フロー (案)

(方法書 2-34 ページの図に修正が加えられた事業者提出資料)

1-5 事業関連車両運行計画

- ・ ゴミ収集車等の主な走行経路は、搬入にあつては国道 170 号、国道 26 号、府道泉佐野岩出線及び府道日根野羽倉崎線等を経て国道 481 号を經由し、収集にあつてはこれらの逆経路とする計画としている（図 1-9）。
- ・ ゴミ収集車及び直接搬入車両の走行台数は、1 日当たり約 710 台（片道）と計画している。

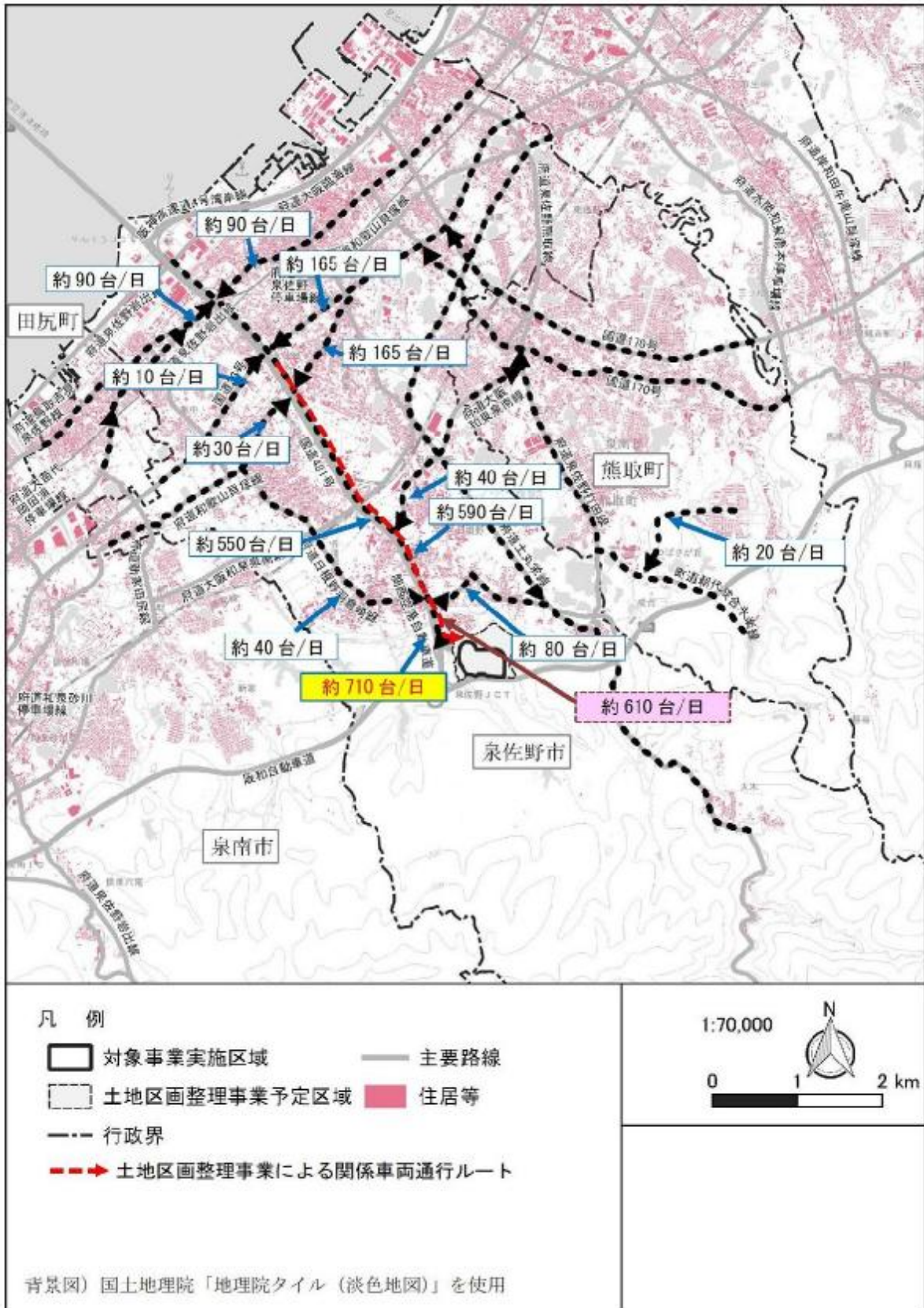


図 1 - 9 ごみ収集車等の走行経路及び台数

(方法書から引用)

1-6 施設の防災対策

焼却施設及び破碎・選別施設は、「災害に強い施設」を目指して地震や津波発生時に大きな損傷が発生せず大規模な補修をせずに使用できるよう、耐震性能に余裕を持たせた施設とする計画としており、設備の緊急停止システム、余裕のある焼却能力やごみピット容量の確保、敷地内への災害廃棄物仮置き場スペースの確保、災害時のエネルギー供給を含む地域防災拠点としての機能の具備等を計画している。

1-7 工事計画

工事工程を表1-4のとおりとし、全体の工期を令和12年度の稼働までの約4年間としている。

建設機械、工事車両の1日当たり使用台数の最大は、杭打・掘削工事及び土木建築工事で最も多く、約30台としている。

表1-4 工事工程

工事等/時期	1年目 (令和8年度)	2年目 (令和9年度)	3年目 (令和10年度)	4年目 (令和11年度)	5年目 (令和12年度) 以降
造成工事	■				
プラント工事	■	■	■	■	
施設稼働					→ ...

(方法書をもとに作成)

1-8 対象事業に先行して実施される土地区画整理事業

対象事業実施区域の現況は森林であり、対象事業は、泉佐野市が先行して実施する土地区画整理事業により造成される土地の一部において実施するとしている。

方法書における土地区画整理事業についての記載内容は以下のとおりである。

泉佐野市が実施する土地区画整理事業は、泉佐野市の新たな産業拠点を形成し、以って地域経済の活性化を図り、持続可能なまちづくりを進めることを目的として、令和8年度の使用収益開始を目指し実施する事業である。

事業用地は、以前に大阪府において産業集積化が計画された旧コスモポリス用地の未整備部分 36.5ha を予定しているが、これは、泉佐野市において現在インバウンドを中心に観光産業を主要とした地域振興施策を進めているなか、関西国際空港に直結している二次交通網が整備されるなど立地の優位性が注目され、近年、産業用としての需要が高まってきていることによる。なお、土地区画整理事業における事業予定は、下表に示す。

また、事業を実施するにあたり、土地区画整理事業は、環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例における環境影響評価の対象事業とはならないが、事業予定地の中には、森林等が存在していることから、後に実施される新ごみ処理施設における環境影響評価と連携をとりながら、泉佐野市において独自の環境調査を実施し、その結果に基づき可能な範囲において環境配慮を行っていくこととしている。

土地区画整理事業における事業予定

工事等／時期	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
造成工事	■■■■				
使用収益開始				■■■■	

(方法書から引用)

土地区画整理事業の事業計画について事業者を確認したところ、表1-5のとおりであるとのことであった。

表 1 - 5 土地区画整理事業の主な事業計画

地区面積	約 36.5ha
造成面積	約 26.7ha
宅地面積	約 19.3ha
道路整備	約 1,680m (幅=7m、9m、14m)
緑地面積	約 12.8ha (造成林：約 3.0ha、残地林：約 9.8ha) ※森林率=約 35% (地域森林計画対象民有林の 25%以上 (6.0ha) を確保)
下水道整備	雨水管：約 820m (φ 400~900mm) ：約 850m (ボックスカルバート) 雨水放流管：約 120m (φ 900mm、φ 1200mm) 汚水管：約 1,090m (φ 200mm)
調整池	2 池 (1 池は雨水放流抑制と農業用利水を兼ねた複合調整池)
発生集中交通量	約 1,220 台 (往復) (ごみ処理施設の車両台数を除く)
用途	物流業、製造業等の産業用地

(事業者提出資料)

2 環境影響評価を実施する地域

環境影響評価を実施する地域は、事業特性等を考慮し、事業者である施設組合を構成する泉佐野市及び田尻町並びに熊取町に加え、景観について「影響を受けるおそれがある」とされている 3 km 範囲内に含まれる泉南市としている。

3 環境影響要因及び環境影響評価の項目

方法書においては、対象事業に先行して泉佐野市が実施する土地区画整理事業における造成工事については環境影響要因に選定されていなかったが、方法書の提出後に事業者から提出された資料において、土地区画整理事業における造成工事を環境影響要因に選定し、大阪府環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続に併せて自主的に調査、予測及び評価を行う旨が示された。

このため、「3. 環境影響要因及び環境影響評価の項目」、「4. 現況調査」、「5. 予測の方法」においては方法書に記載の内容に併せて事業者が自主的に行う調査等の内容を取りまとめ、「II 検討結果」においてもこれらを併せて検討を行った結果を取りまとめた。

また、住民の意見等を踏まえて調査の手法等について一部見直しが行われたため、これを反映させることとした。

環境影響要因及び環境影響評価項目を表1-6のとおり選定している。

表1-6 (1) 環境影響要因及び環境影響評価項目

環境項目		環境影響要因の内容						
		施設等の存在	施設の供用		工事の実施		土地区画 整理事業	
			施設の稼働	車両の走行	施設の 建設工事 の稼働	工事関連 車両の走行		造成工事
大項目	小項目							
大気質	環境基準 設定項目	二酸化硫黄	○					
		浮遊粒子状物質	○	○	○	○		
		一酸化炭素						
		二酸化窒素	○	○	○	○		
		光化学オキシダント						
		ベンゼン						
		トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン						
		ダイオキシン類	○					
	その他	微小粒子状物質						
		塩化水素	○					
水銀		○						
	粉じん						○	
水質・ 底質	生活環境項目							
	健康項目							
	特殊項目							
	その他（水の濁り）						○	

※ 事業者提出資料をもとに作成。

方法書の提出後に自主的に調査等を行うこととされた土地区画整理事業に係る事項に下線又は傍線を付した。

表 1-6 (2) 環境影響要因及び環境影響評価項目

環境項目		環境影響要因の内容					
		施設等の存在	施設の供用		工事の実施		
			施設の稼働	車両の走行	施設の建設工事		土地区画整理事業
大項目	小項目	建設機械の稼働			車両の走行	工事関連	造成工事
地下水	生活環境項目						
	健康項目						
	その他						
騒音	騒音		○	○	○	○	
振動	振動		○	○	○	○	
低周波音	低周波音		○				
悪臭	悪臭		○				
地盤沈下	地盤沈下						
土壤汚染	土壤汚染						
日照阻害	日照阻害						
電波障害	電波障害						
気象	風向・風速						
	気温						
地象	地形、地質、土質						
水象	河川水象						
	湖沼水象						
	海域水象						
陸域生態系	陸生動物		○	○	○	○	
	陸生植物					○	
	淡水生物					○	
	陸域生態系		○	○	○	○	
海域生態系	海域生物						
	海域生態系						
人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場			○	○		
景観	自然景観	○					
	歴史的・文化的景観	○					
	都市景観						
文化財	有形文化財等						
	埋蔵文化財					○	
廃棄物、発生土	一般廃棄物		○		○		
	産業廃棄物		○		○		
	発生土						
地球環境	温室効果ガス		○	○	○	○	
	オゾン層破壊物質						

※ 事業者提出資料をもとに作成。

方法書の提出後に自主的に調査等を行うこととされた土地区画整理事業に係る事項に下線又は傍線を付した。

4 現況調査

選定した各評価項目について、現況調査を表1-7のとおり実施している。

表1-7 (1) 現況調査の内容

調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法選定理由			
大気質								
既存資料調査	大気汚染物質の濃度の状況、気象の状況		過去5年間	「大阪府環境白書」(大阪府)等	対象事業実施区域周辺の環境濃度を把握するため、既存データを収集する。			
現地調査	環境基準設定項目 (一般環境)	二酸化硫黄	対象事業実施区域周辺4地点 (図1-10(1)参照)	4季(7日/季) (1時間値)	「大気汚染に係る環境基準について」に定める方法に準拠	煙突の排ガスが拡散する可能性のある1.5km範囲に位置する周辺集落等の一般環境を把握するために、近傍の集落や福祉施設等において調査を実施する。 調査は季節変動を考慮し、4季調査を行う。		
		窒素酸化物	測定高さ 二酸化硫黄: 1.5m 窒素酸化物: 1.5m		「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める方法に準拠			
		浮遊粒子状物質	浮遊粒子状物質:3m		「大気汚染に係る環境基準について」に定める方法に準拠			
		ダイオキシン類	対象事業実施区域周辺4地点 (図1-10(1)参照)		4季(1回/季)(7日間値/1回)		「ダイオキシン類に係る大気環境測定マニュアル」に準拠	
	その他(一般環境)	塩化水素	測定高さ ダイオキシン類: 1.2m	4季(7日/季)(24時間値)	「大気汚染物質測定法指針」に定める方法に準拠			
		水銀	塩化水素、水銀: 1.5m		「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」に準拠			
	環境基準設定項目 (沿道環境)	窒素酸化物	走行車両の主要な走行ルート3地点 (図1-10(1)参照)	4季(7日/季)(1時間値)	「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める方法に準拠		施設関連車両及び工事関連車両の主要な走行ルートの現況の状況を把握するため、主な走行ルートにおいて、季節変動を考慮し、4季調査を行う。	
		浮遊粒子状物質	測定高さ 窒素酸化物:1.5m 浮遊粒子状物質:3m		「大気汚染に係る環境基準について」に定める方法に準拠			
	地上	地上	風向風速	対象事業実施区域周辺1地点 (図1-10(1)参照)	通年連続 (毎時:10分間値)		風向風速、日射量、気温湿度 「地上気象観測指針」に準拠	大気質の現況解析及び大気拡散予測を行う上で必要なデータとなるため、対象事業実施区域の近傍において調査を実施する。 調査は通年連続測定とする。
			日射量					
放射収支量								
気温湿度								
気象	上層	上層風	対象事業実施区域周辺1地点 (図1-10(1)参照)	通年連続 (毎時:10分間値)	ドップラーライダー	排ガスが拡散する高度付近の風向風速の状況について年間を通じて詳細に測定するために、対象事業実施区域の近傍において調査を実施する。 調査は通年連続測定とする。		
		高層	風向風速 気温	対象事業実施区域周辺1地点 (図1-10(1)参照)	4季(7日/季) (8回/日:3時間ごと)	「高層気象観測指針」に準拠	排ガスが拡散する高度付近の風向風速の状況について年間を通じて詳細に測定するために、対象事業実施区域の近傍において調査を実施する。 調査は4季1週間調査とする。	

(方法書から引用)

表 1-7 (2) 現況調査の内容

調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法選定理由	
水質						
既存資料調査	水質の状況		河川	最新の年度	「大阪府環境白書」(大阪府)等	水質の状況を把握するため、既存データを収集する。
	現地調査	浮遊物質 (SS)	区画整理事業予定区域からの放流河川(京上川)及び下流河川(樫井川)の合流前後の3地点(図1-10(2)参照)	降雨時3回(3回/降雨) 無降雨時4季(1回/季)	「水質汚濁に係る環境基準について」(付表9)に定める方法に準拠	放流河川の水質を把握するため、放流河川の上流及び下流で濁水調査を行う。
濁度		「水質調査方法」(環境省)に定める方法に準拠				
流量		「河川砂防技術基準調査編」(国土交通省)に定める方法に準拠				
現地調査	沈降試験	土地区画整理事業予定区域2地点(図1-10(2)参照)	1回	日本産業規格A1204「土の粒度試験方法」に定める方法に準拠	工事中に流出する土砂の特性を把握するため、2地点で調査を行う。	
	土壌沈降分析試験			日本産業規格M0201「選炭廃水試験方法」12に定める方法に準拠		
騒音						
既存資料調査	騒音の状況		対象事業実施区域周辺、施設関連車両及び工事車両の走行ルート	最新の年度	「大阪府環境白書」(大阪府)等	環境騒音及び道路交通振動の状況を把握するため、既存データを収集する。
現地調査	環境騒音		対象事業実施区域周辺: 2地点(図1-10(3)参照) 測定高さ: 1.2m	平日、休日各1回(24時間連続)	「騒音に係る環境基準について」に定める方法に準拠	焼却施設と保全対象は300m程度以上離れるため、騒音の影響は大きくないと考えられるが、周辺の環境変化を確実に把握するために、最寄り集落や福祉施設において調査を実施する。振動の状況を適切に把握できる日に、平日と休日の各1回調査を行う。
	道路交通騒音		走行車両の主要な走行ルート3地点(図1-10(3)参照) 測定高さ: 1.2m	平日、休日各1回(24時間連続)	「騒音に係る環境基準について」に定める方法に準拠	施設関連車両及び工事関連車両の主要な走行ルートの現況の状況を把握するため、現況の道路交通振動を把握する。交通量が通常と異なる時期を避けて、平日と休日の各1回調査を行う。
	交通量、走行速度					

※ 事業者提出資料をもとに作成。

方法書の提出後に自主的に調査等を行うこととされた土地区画整理事業に係る事項に下線又は傍線を付した。

表 1 - 7 (3) 現況調査の内容

調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法の選定理由
振動					
既存資料調査	振動の状況	対象事業実施区域周辺、施設関連車両及び工事車両の走行ルート	最新の年度	「大阪府環境白書」(大阪府)等	一般環境中の振動、道路交通振動の状況を把握するため、既存データを収集する。
現地調査	環境振動	対象事業実施区域周辺3地点 (図1-10(3)参照) 測定高さ:地盤高	平日、休日各1回 (24時間連続)	「振動規制法施行規則」に定める方法に準拠	焼却施設と保全対象は300m程度以上離れるため、騒音の影響は大きくないと考えられるが、周辺の環境変化を確実に把握するために、最寄り集落や福祉施設において調査を実施する。 振動の状況を適切に把握できる日に、平日と休日の各1回調査を行う。
	道路交通振動	走行車両の主要な走行ルート3地点 (図1-10(3)参照) 測定高さ:地盤高	平日、休日各1回 (24時間連続)	「振動規制法施行規則」に定める方法に準拠	施設関連車両及び工事関連車両の主要な走行ルートの現況の状況を把握するため、現況の道路交通振動を把握する。交通量が通常と異なる時期を避けて、平日と休日の各1回調査を行う。
	地盤卓越振動数		1回 (大型車10台測定)	振動レベル計をデータレコーダに接続し、周波数を分析	
低周波音					
既存資料調査	低周波音の状況	対象事業実施区域周辺	最新の年度	「大阪府環境白書」(大阪府)	低周波音の状況を把握するため、既存データを収集する。
現地調査	低周波音の音圧レベル	対象事業実施区域周辺2地点 既存施設の敷地境界2地点 (図1-10(3)参照) 測定高さ:1.2m	対象事業実施区域周辺:平日、休日各1回 (24時間連続) 既存施設の敷地境界:稼働日1回(24時間連続)	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に準拠	既存施設の設備から発生する低周波音の把握及び対象事業実施区域の最寄り集落や福祉施設の現況を把握するために調査を実施する。 低周波音の実態を把握し得る日に、平日と休日の各1回調査を行う。
悪臭					
既存資料調査	悪臭の状況	対象事業実施区域周辺	最新の年度	「大阪府環境白書」(大阪府)等	悪臭の状況を把握するため、既存データを収集する。
現地調査	臭気指数	対象事業実施区域内1地点、 対象事業実施区域周辺4地点、 周辺施設2地点 (図1-10(4)参照) 測定高さ:1.2m	夏季の1日 (1回/日)	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」に準拠	煙突の排ガスが拡散する可能性のある1.5km範囲に位置する周辺集落等の一般環境や事業地内の一般環境を把握するために、近傍の集落や福祉施設等において調査を実施する。また、類似事例として既存施設の官民境界で測定する。調査は、悪臭が感じられやすい夏季とする。

(方法書から引用)

表 1-7 (4) 現況調査の内容

調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法(既存資料名)	調査方法の選定理由
陸域生態系					
既存資料調査	動植物の状況等	対象事業実施区域周辺	入手可能な最新資料	「大阪府における保護上重要な野生生物」(大阪府)等	動植物の状況を把握するため、既存データを収集する。
現地調査	哺乳類	土地区画整理事業予定区域及び対象事業実施区域周辺約200m(図1-10(5)参照)	4季	フィールドサイン法	哺乳類の生息状況を把握するため、フィールドサイン法及びトラップ調査法(シャーマントラップ法、カメラトラップ法等)による調査を4季行う。また、コウモリ類の生息可能性のある樹林地等について、夜間調査を行う。
		土地区画整理事業予定区域及び対象事業実施区域周辺約200m: 4地点	4季	トラップ調査法	
		土地区画整理事業予定区域及び対象事業実施区域周辺約200m	3季(春・夏・秋)	コウモリ類調査(夜間調査)	
	鳥類	土地区画整理事業予定区域及び対象事業実施区域周辺約200m 2ルート	4季(春・初夏・秋・冬)	ラインセンサス法	鳥類の生息状況を把握するため、ラインセンサス法及びポイントセンサス法による調査を行う。調査時期は時期によって異なる鳥類相を把握するために4季行う。
		土地区画整理事業予定区域及び対象事業実施区域周辺約200m 2地点	4季(春・初夏・秋・冬)	ポイントセンサス法	
	猛禽類	土地区画整理事業予定区域及び対象事業実施区域周辺約2km(図1-10(5)参照)	1回(秋～冬)	営巣木踏査	対象事業実施区域周辺には樹林や耕作地が分布しており、猛禽類が生息している可能性があるため、営巣木踏査及び猛禽類の繁殖期調査を行う。また、フクロウ類の生息可能性のある樹林地等について、夜間調査(踏査による姿や鳴き声の確認)を行う。
			7回(早春～夏)	定点観察法	
			5回(早春～夏)	フクロウ類調査(夜間調査)	
	爬虫生類	土地区画整理事業予定区域及び対象事業実施区域周辺約200m(図1-10(5)参照)	4季(早春・春・夏・秋)	直接観察法	両生類・爬虫類の生息状況を把握するため、直接観察法による調査を4季行う。
	昆虫類	土地区画整理事業予定区域及び対象事業実施区域周辺約200m(図1-10(5)参照)	3季(春・夏・秋)	任意採取法	昆虫類の生息状況を把握するため、任意採取法による調査を昆虫類の活動時期である春～秋にかけて調査を3季行う。また、ホタル類の生息可能性のある水域や樹林地等について、夜間調査(踏査による姿の確認)を1回行う。
		土地区画整理事業予定区域及び対象事業実施区域周辺約200m: 4地点	3季(春・夏・秋)	ライトトラップ法	
		土地区画整理事業予定区域及び対象事業実施区域周辺約200m: 4地点	3季(春・夏・秋)	ベイトトラップ法	
		土地区画整理事業予定区域及び対象事業実施区域周辺約200m(図1-10(5)参照)	1回(初夏)	ホタル類調査(夜間調査)	
	陸産貝類	土地区画整理事業予定区域及び対象事業実施区域周辺約200m(図1-10(5)参照)	2季(春・秋)	直接観察法	陸産貝類の生息状況を把握するため、直接観察法による調査を2季行う。

※ 事業者提出資料をもとに作成。

方法書の提出後に自主的に調査等を行うこととされた土地区画整理事業に係る事項に下線を付した。

方法書の記載内容の見直しが行われた事項に網掛けを施した。

表 1 - 7 (5) 現況調査の内容

調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法の選定理由
陸域生態系					
現地調査	淡水生物	魚類 河川: 2 地点 ため池: 6 地点 (補足調査地点含む) (図1-10(6)参照)	4 季 (春・夏・ 秋・冬)	任意採取法	周辺の河川及びため池における魚類の生息状況を把握するため、任意採取法及び目視観察法による調査を4季行う。
			4 季 (春・夏・ 秋・冬)	目視観察法	
	底生動物	河川: 2 地点 ため池: 6 地点 (補足調査地点含む) (図1-10(6)参照)	2 季 (早春・初 夏)	任意採取法	周辺の河川及びため池における底生動物の生息状況を把握するため、任意採取法及びコドラート法による調査を2季行う。
			2 季 (早春・初 夏)	コドラート法	
	陸生植物	植物相	土地区画整理事業予定区域及び対象事業実施区域周辺約200m(図1-10(7)参照)	4 季 (早春・春・ 夏・秋)	目視観察法
植生		土地区画整理事業予定区域及び対象事業実施区域周辺約200m 対象事業実施区域及び周辺約1km(植生図) (図1-10(7)参照)	1 回 (春～秋)	植物社会学的調査法	
陸域生態系		陸生動物、淡水生物及び陸生植物の調査結果に基づき、上位性、典型性、特殊性の観点から複数種を選定し群集の構造、移動経路、食物連鎖の状況について解析する。		陸域生態系の現状を把握するため、生態系の上位性、典型性、特殊性の観点から解析する。	
人と自然との触れ合い活動の場					
既存資料調査	活動の場の所在	対象事業実施区域周辺	入手可能な最新資料	市のパンフレット等	対象事業実施区域周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の情報を把握するため、既存資料を収集する。
現地調査	活動の場の利用状況	対象事業実施区域周辺 2 地点 ・泉佐野丘陵緑地 ・ハイキングルート (図1-10(8)参照)	4 季 (1回/季)	カウントや聞き取りによる方法等により活動の場の利用人数、利用形態、移動手段を調査する。	泉佐野丘陵緑地公園及びハイキングルートの利用者が施設関連車両の走行ルートを利用する可能性があるため、その状況を把握するために、調査を実施する。

※ 事業者提出資料をもとに作成。

方法書の提出後に自主的に調査等を行うこととされた土地区画整理事業に係る事項に下線を付した。

表 1-7 (6) 現況調査の内容

調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法の選定理由
景観					
既存資料調査	自然景観、歴史的・文化的景観の状況	対象事業実施区域周辺の主要な眺望地点	入手可能な最新資料	「大阪府環境白書」(大阪府)等	対象事業実施区域周辺の眺望地点の状況を把握するため、既存資料を収集する。
現地調査	自然景観、歴史的・文化的景観	対象事業実施区域周辺 9地点 ・母山集落 ・泉佐野丘陵緑地 ・大井関公園 ・ハイキングルート ・雨山城跡 ・檀波羅公園 ・和田山 ・阪和道 ・関西空港自動車道 (図1-10(8)参照)	4季 (1回/季)	写真撮影	対象事業実施区域若しくは焼却施設が眺望できる可能性がある地点の施設完成後の変化を把握するため、対象事業実施区域周辺の代表的な住宅地、公園、高速道路の路線上等で調査を実施する。
廃棄物、発生土					
既存資料調査	廃棄物の発生量	対象事業実施区域	入手可能な最新資料	・「大阪府の一般廃棄物」(大阪府) ・「大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書」(大阪府) ・「建設副産物実態調査」(国土交通省)等	対象事業計画地周辺の廃棄物の発生状況及びリサイクル状況を把握するため、既存資料を収集する。
地球環境					
既存資料調査	温室効果ガス等の発生に係る活動量	対象事業実施区域	入手可能な最新資料	・「大阪府環境白書」(大阪府)等	対象事業計画地周辺における温室効果ガスの削減状況を把握するため既存資料を収集する。

※ 事業者提出資料をもとに作成。

方法書の記載内容の見直しが行われた事項に網掛けを施した。

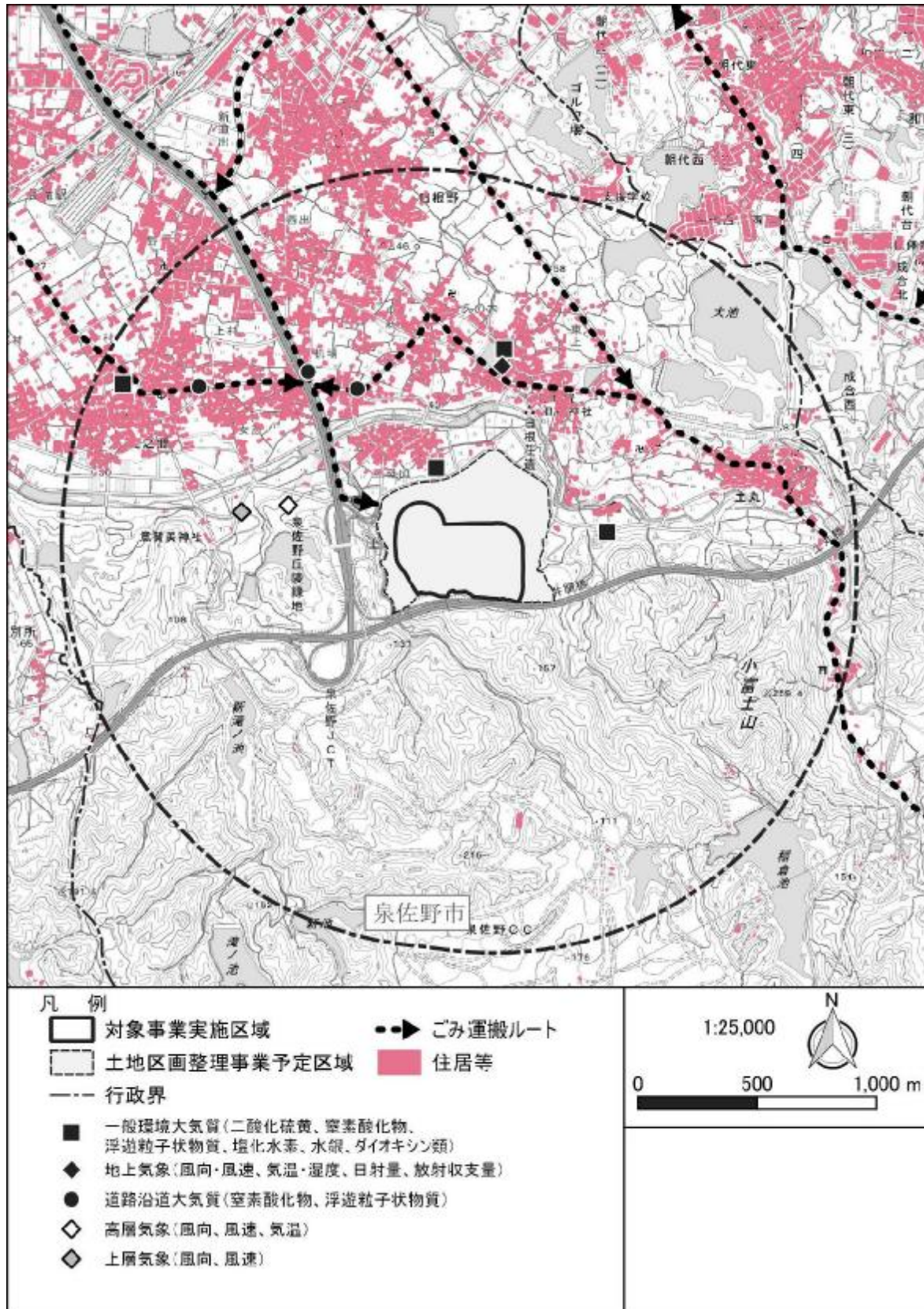


図1-10(1) 現地調査地点(大気質)

(方法書から引用)

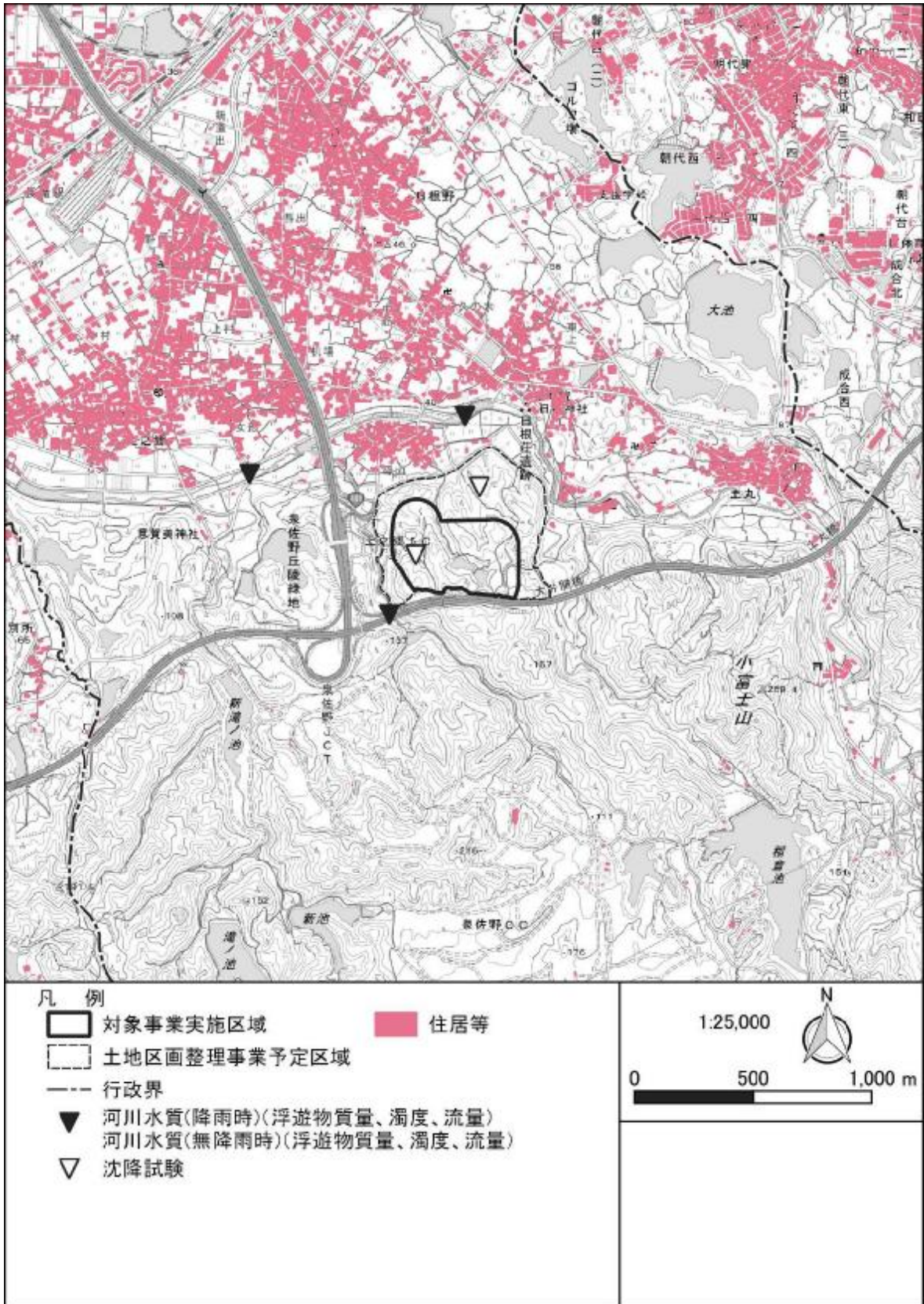


図 1-10 (2) 現地調査地点 (水質)

(事業者提出資料)

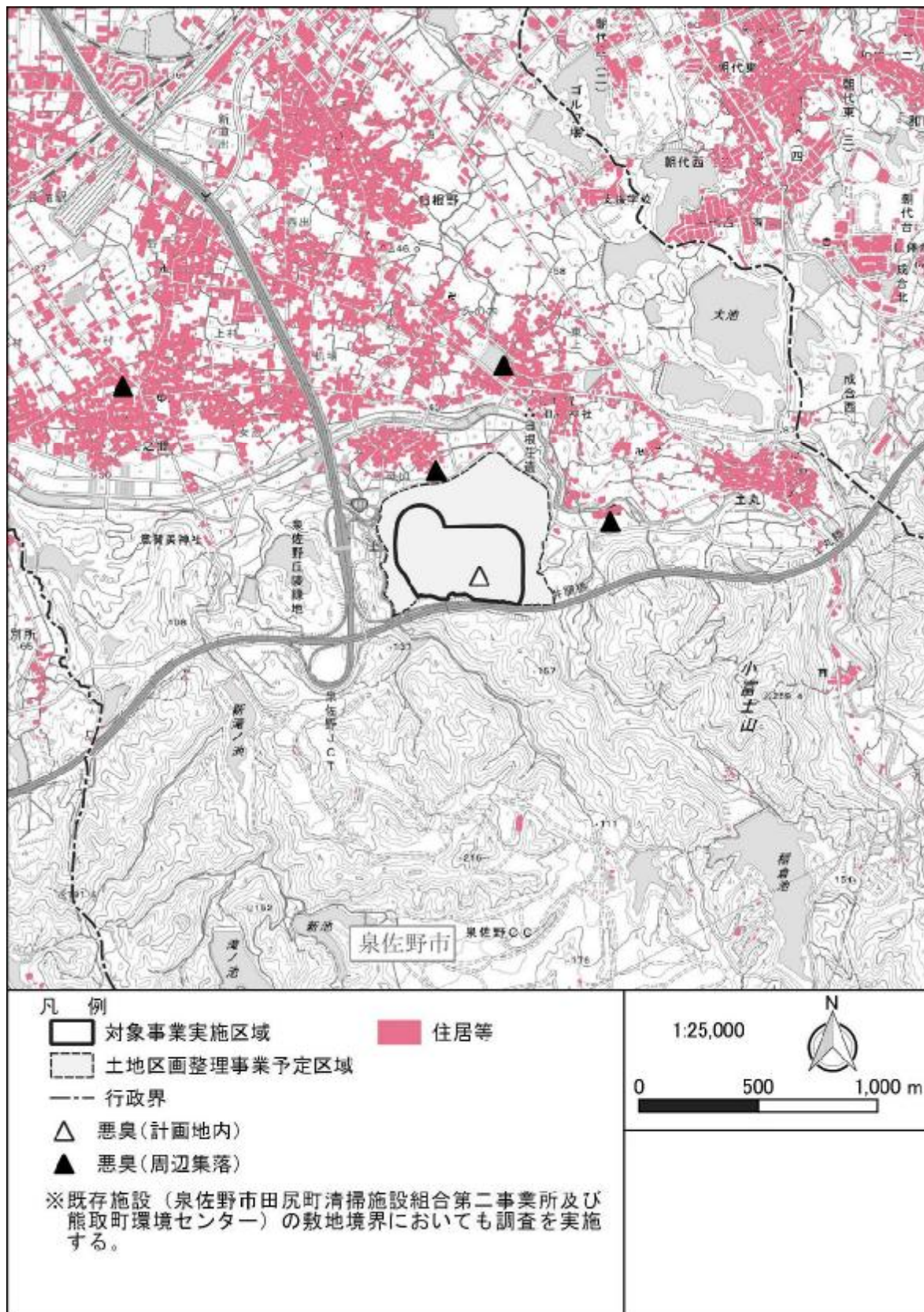


図1-10(4) 現地調査地点(悪臭)

(方法書から引用)

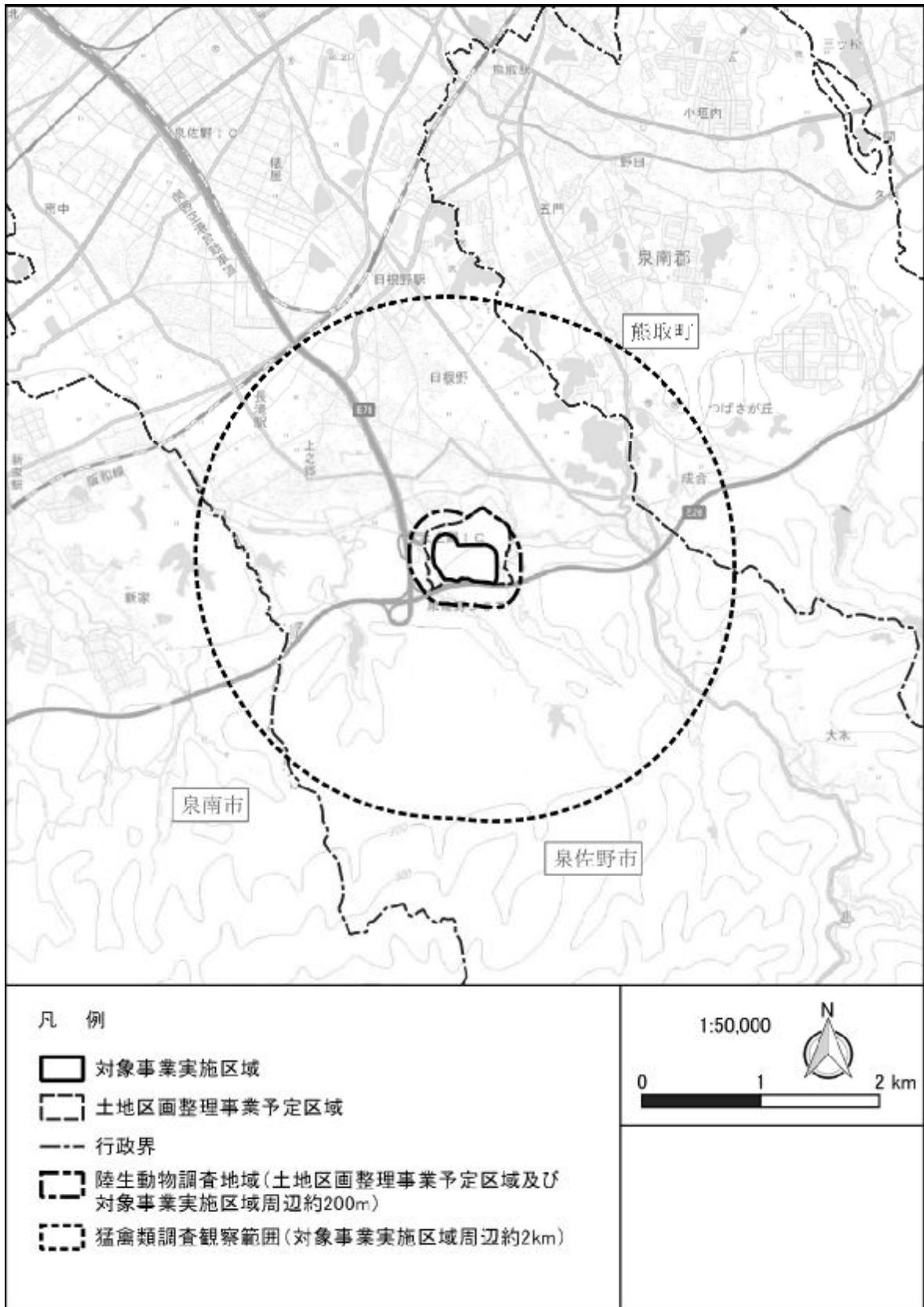


図 1-10 (5) 現地調査地点 (陸生動物)

(事業者提出資料)

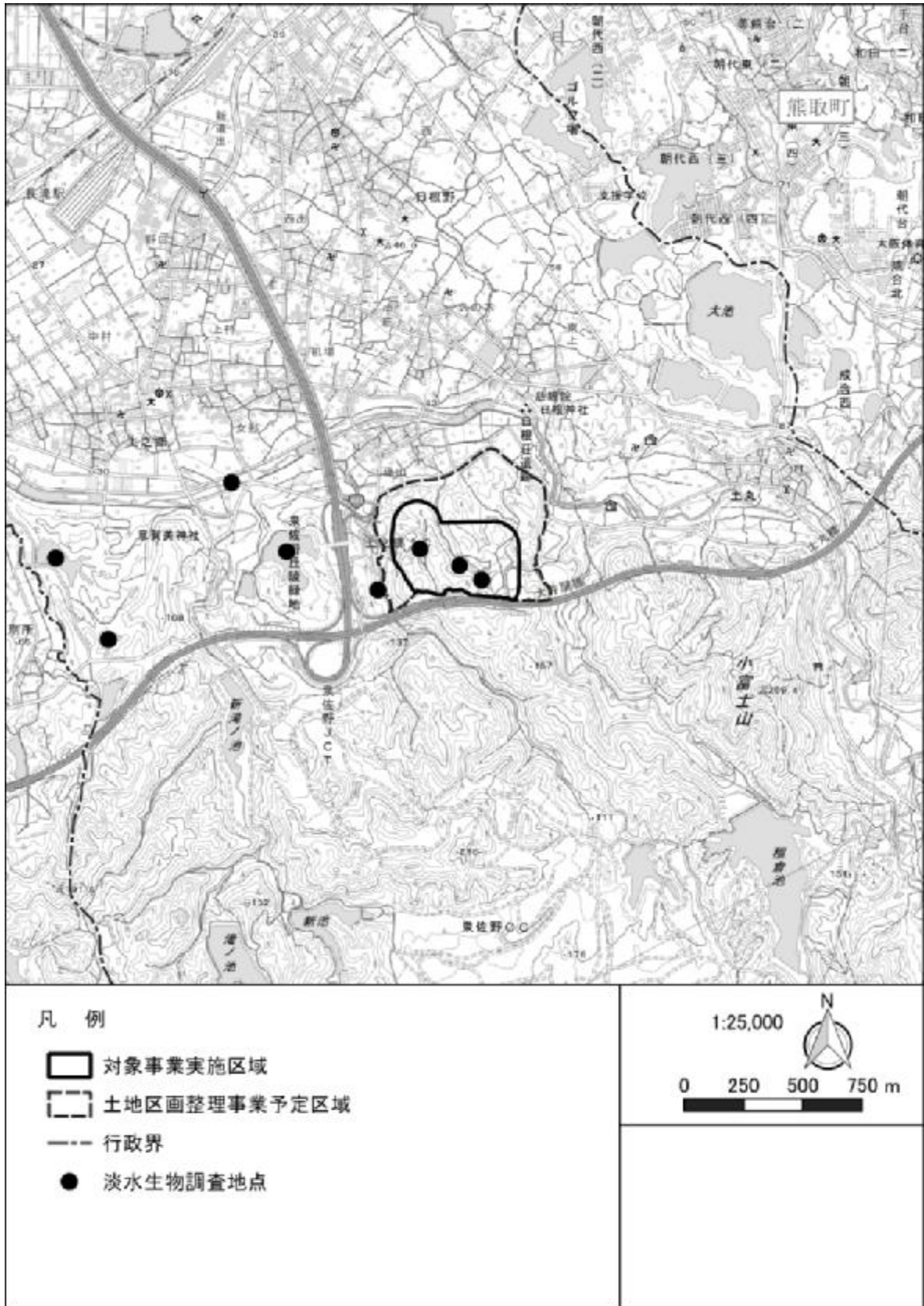


图 1-10 (6) 現地調査地点 (淡水生物)

(事業者提出資料)

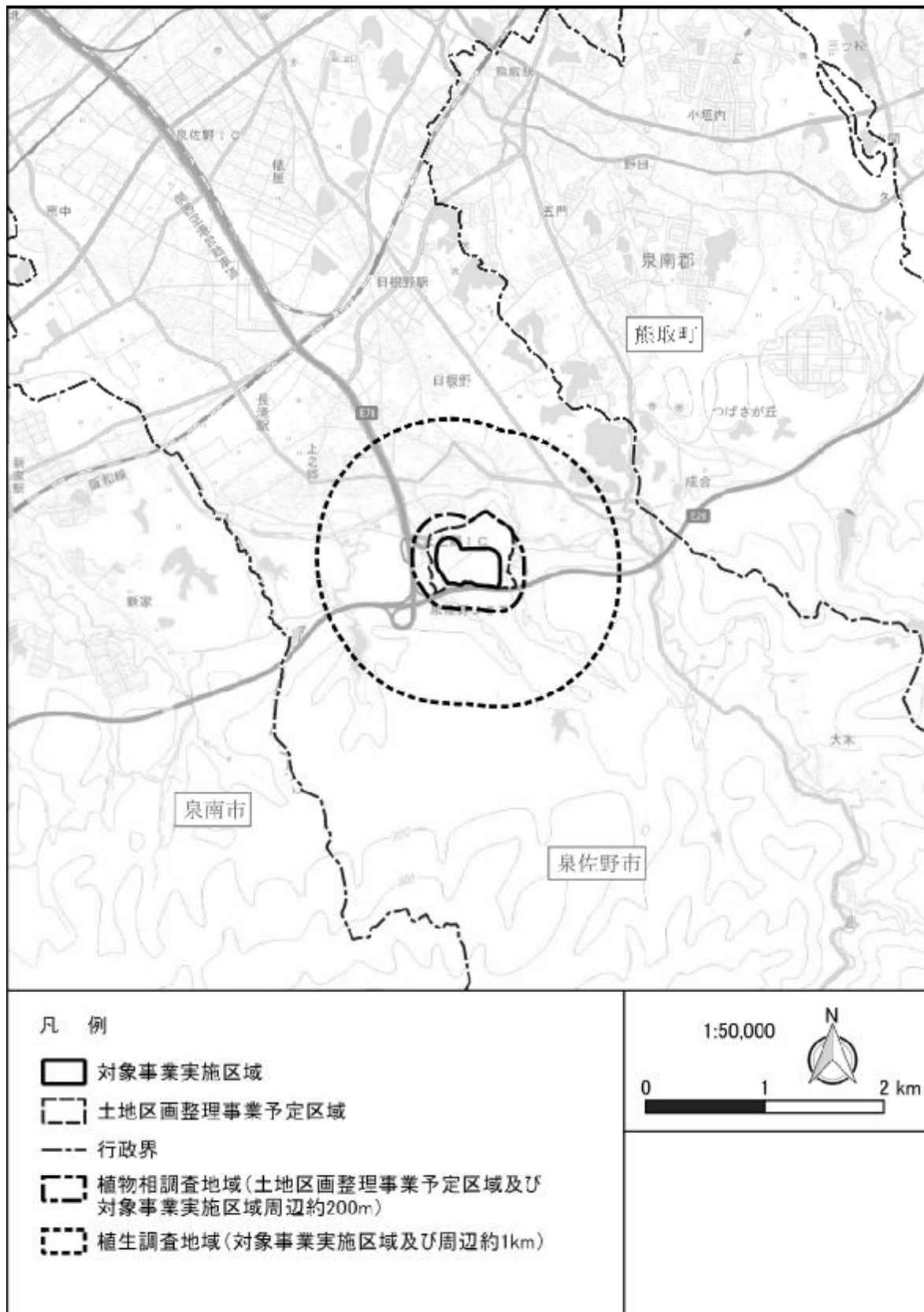


図1-10(7) 現地調査地点(陸生生態系)

(事業者提出資料)



図1-10(8) 現地調査地点(景観・人と自然との触れ合い活動の場)
(事業者提出資料)

5 予測の手法

選定した各評価項目について、施設の存在及び供用時についての予測を表1-8のとおり、工事の実施についての予測を表1-9のとおり行うとしている。

表1-8 (1) 予測の内容 (施設の存在・供用時)

予測項目	予測事項	予測方法	予測方法の選定理由	予測地域・地点	予測対象時期	
大気質						
煙突排出ガス	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素	年平均濃度 1時間濃度	(年平均値) 「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成12年)に示されたプルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算を行い、周辺地域での寄与濃度及び環境濃度を予測する。 (1時間値) 一般的な気象条件として比較的高濃度が生じやすい気象条件時、年間出現頻度が最も高い気象条件時を設定し、寄与濃度と環境濃度を予測する。 特殊気象条件として、上層逆転層出現時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ出現時等について、「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」等に示されたモデル等により、計算を行い、寄与濃度及び環境濃度を予測する。	煙突排出ガスの影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域周辺	施設の稼働が最大になる時期
	水銀、ダイオキシン類	年平均濃度				
施設関連車両排出ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)(国土交通省国土技術政策総合研究所)に示された方法	車両排出ガスの影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	施設関連車両の主要走行ルート沿道	
騒音						
施設の稼働に伴う施設騒音	施設稼働騒音	騒音の伝搬計算式による数値計算	施設騒音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域の敷地境界及び近隣の住宅地	施設の稼働が最大になる時期	
施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音	道路交通騒音	日本音響学会による道路交通騒音予測式(ASJ RTN-Mdel 2018)	道路交通騒音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	施設関連車両の主要走行ルート沿道		
振動						
施設の稼働に伴う施設振動	施設稼働振動	振動の伝搬計算式による数値計算	施設振動の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域の敷地境界及び近隣の住宅地	施設の稼働が最大になる時期	
施設関連車両の走行に伴う道路交通振動	道路交通振動	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)(国土交通省国土技術政策総合研究所)に示された方法	道路交通振動の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	施設関連車両の主要走行ルート沿道		

(方法書から引用)

表 1 - 8 (2) 予測の内容 (施設の存在・供用時)

予測項目	予測事項	予測方法	予測方法の選定理由	予測地域・地点	予測対象時期
低周波音					
施設の稼働に伴う低周波音	低周波音の音圧レベル	既存類似例による方法もしくは距離減衰による数値計算	低周波音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域の敷地境界及び近傍の住宅地	施設の稼働が最大になる時期
悪臭					
施設の稼働に伴う悪臭の漏洩	悪臭の程度	既存類似例による定性的予測	悪臭の漏洩の予測に一般的に用いられている定性的な手法を採用した。	対象事業実施区域の敷地境界	施設の稼働が最大になる時期
煙突からの悪臭物質の排出	臭気指数	「煙突排出ガスの予測方法」で示した大気拡散計算に、評価時間の補正及び悪臭防止法施行規則第6条の2に示された物質濃度から臭気指数への修正を加える方法	臭気指数予測に一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域周辺	
人と自然との触れ合いの活動の場					
人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の変化	利用環境の変化の程度	類似事例等に基づく推定	人と自然との触れ合いの活動の場の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	・泉佐野丘陵緑地 ・ハイキングルート	施設の完成時期
景観					
施設の存在に伴う自然景観及び歴史的・文化的景観の変化	代表的な眺望地点からの眺望の変化	フォトモンタージュの作成	視覚的にその変化を把握しやすい手法とした。	・母山集落 ・泉佐野丘陵緑地 ・大井関公園 ・ハイキングルート ・雨山城跡 ・壇波羅公園 ・和田山 ・阪和道路線上 ・関西空港自動車道	施設の完成時期
廃棄物、発生土					
焼却施設等の稼働に伴い発生する廃棄物	廃棄物の種類、発生量、再生利用量、最終処分量等	既存類似例等を考慮し、事業計画及び原単位により予測する方法	廃棄物の予測に即して一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域	施設の稼働が最大になる時期
地球環境					
焼却施設等の稼働及び施設関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	既存類似例等を考慮し、事業計画及び原単位により予測する方法	温室効果ガスの予測に即して一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域	施設の稼働が最大になる時期

※ 事業者提出資料をもとに作成。

方法書の記載内容の見直しが行われた事項に網掛けを施した。

表 1-9 (1) 予測の内容 (工事の実施時)

予測項目	予測事項	予測方法	予測方法の選定理由	予測地域・地点	予測対象時期
大気質					
建設機排出ガス	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成12年)に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算	建設機排出ガスの影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業区域周辺
工事関連車両	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)(国土交通省国土技術政策総合研究所)に示された方法	車両排出ガスの影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	工事関連車両の主要走行ルート沿道
粉じん	粉じんの飛散の有無	「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(環境省2006年)に示された気象庁のビューフォート風力階級表に基づく粉じんの舞い上がり頻度を予測する方法	粉じんの影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業区域周辺	工事期間中で大気汚染物質の排出量が最大となる年次
水質					
雨水の排水に伴う水の濁り	浮遊物質量	完全混合式等による定量予測	水質の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	放流河川(京上川)及び下流河川(樫井川)	工事期間中で水質汚濁物質の排出量が最大となる時期
騒音					
建設作業騒音	建設作業騒音	騒音の伝搬計算式による数値計算	建設作業騒音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業区域の敷地境界	工事による影響が最大になる時期
工事関連車両の走行に伴い発生する道路交通騒音	道路交通騒音	日本音響学会による道路交通騒音予測式(ASJ RTN-Mdel 2018)	道路交通騒音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	工事関連車両の主要走行ルート沿道	
振動					
建設作業振動	建設作業振動	振動の伝搬計算式による数値計算	建設作業振動の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業区域の敷地境界	工事による影響が最大になる時期
工事関連車両の走行に伴う道路交通振動	道路交通振動	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)(国土交通省国土技術政策総合研究所)に示された方法	道路交通振動の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	工事関連車両の主要走行ルート沿道	

※ 事業者提出資料をもとに作成。

方法書の提出後に自主的に予測を行うこととされた土地区画整理事業に係る事項に下線を付した。

表 1 - 9 (2) 予測の内容 (工事の実施時)

予測項目	予測事項	予測方法	予測方法の選定理由	予測地域・地点	予測対象時期
陸域生態系					
造成工事、建設機械の稼働及び工事関連車両の走行に伴う生息・生育環境の変化	陸生動物・水生生物・陸域生態系の生息・生育環境の変化の程度	陸生動物・水生生物・陸域生態系に影響を及ぼす環境の変化を勘案し、既存類似例、文献などを参考にして予測する方法	造成工事、建設機械の稼働及び工事関連車両の走行に伴う陸生動物・陸域生態系の生息・生育環境の変化を予測できる手法を採用した。	対象事業実施区域周辺	工事期間中
人と自然との触れ合いの活動の場					
人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の変化	利用環境の変化の程度	類似事例等に基づく推定	人と自然との触れ合いの活動の場の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	・泉佐野丘陵緑地 ・ハイキングルート	工事期間中
文化財					
対象事業等を実施しようとする地域及び関連地域内の埋蔵文化財の <u>変更の程度</u>	埋蔵文化財の <u>変更の程度</u>	埋蔵文化財の分布状況及び対象事業等の計画内容により予測する方法	工事の実施に伴う埋蔵文化財の <u>変更の程度を予測できる方法を採用した。</u>	対象事業実施区域周辺	工事による影響が最大になる時期
廃棄物、発生土					
工事の実施に伴い発生する廃棄物	廃棄物の種類、発生量、再生利用量(自ら利用する量、外部委託量)、処理量及び最終処分量等	建設工事による廃棄物は既存類似例等を考慮し、事業計画及び原単位により予測する方法	廃棄物の予測に即して一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域	工事期間中
地球環境					
建設機械の稼働及び工事関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	既存類似例等を考慮し、事業計画及び原単位により予測する方法	温室効果ガスの予測に即して一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域	工事による影響が最大になる時期

※ 事業者提出資料をもとに作成。

方法書の提出後に自主的に予測を行うこととされた土地区画整理事業に係る事項に下線を付した。

6 評価の手法

環境項目ごとに設定した「評価の指針」に従って評価を行うとしており、基本的な考え方は次のとおりとしている。

- ① 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること
- ② 環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと
- ③ 環境関連法令等に定める規制基準等に適合すること

Ⅱ 検討結果

1 全般的事項

(1) 主な住民意見等

(住民意見)

○立地選定について

- ・ 新ごみ処理施設建設を想定している場所が現在大阪府営公園泉佐野丘陵緑地東地区の公園用地であることを明記すべきである。また、公園用地を産業用地に変更する記載がなく、その手続について触れていない。
- ・ 施設の位置を当初計画の泉佐野丘陵緑地に隣接する泉佐野市の土地から泉佐野丘陵緑地の東地区に変更することは自然環境や文化・景観に大きな影響を与えるものであり、その影響を軽減するため建設予定地の見直しを求めたい。建設予定地について、環境影響を比較のため他の案も提示すべきである。
- ・ 泉佐野市田尻町清掃施設組合の「新ごみ処理施設整備基本計画」（令和3年3月）において「地形は山地であり、地形勾配が急である」等と記載されている地理的条件の場所が第1候補地に選定されたことが理解しにくい。
- ・ 3次選定評価一覧において、「上之郷・日根野」が3位、「日根野」が4位とされ、「造成工事の施工性」の評価が低い「上之郷」を第1候補に選定したことについて、設定条件の説明が乏しく明瞭でない。
- ・ 3次選定評価において「土地取得の実現性」の評価が◎となっているが、令和3年3月の「位置図」から大阪府保有の丘陵緑地公園用地（東地区）と重なる位置に事業計画地が変更されている。府が公園予定地を譲渡する方針なのか問われる。
- ・ 事業計画地が令和3年に出された「新ごみ処理施設整備基本計画」において設置場所となっていた丘陵緑地東地区の東側隣接泉佐野市所有地から大阪府営泉佐野丘陵緑地の東地区に変更されたことにより、緑が多い丘陵緑地東地区が公園でなくなり自然保全エリアが減少することを危惧する。
- ・ 泉佐野丘陵緑地は 19 番目の府営公園であり、府民・企業・行政等が協働して新しい公園づくりをすることとなり、府議会で都市公園として整備することが決定されて、今も創り続けている公園である。
- ・ 泉佐野市は泉佐野丘陵緑地の東西地区の産業集積用地への変更を大阪府に要請しているが、用地変更は決まっていない。なぜ大阪府は泉佐野丘陵緑地東地区に新ごみ処理施設を設置する前提で環境アセスメントを実施するのか説明を求める。
- ・ 既に決定している大阪府の泉佐野丘陵緑地を泉佐野市の産業集積用地に変更する理由

はない。

○ごみ収集車の走行経路について

- ・ ごみ収集車の運行ルートについて、施設入口は山地段丘の縁を通る道路であり、渋滞すると思われる。

○その他

- ・ 大阪府の一人当たりの都市公園面積は全国で最低であり、大阪南部は府民の憩いの場となる公園が少ないことを配慮頂きたい。
- ・ ごみ処理施設の建設の前に行う土地区画整理事業はアセスの対象外で、泉佐野市において独自の環境調査を実施し、その結果に基づき可能な範囲において環境配慮を行っていくとされているが、土地区画整理事業と本事業は一体のものと考え、方法書作成時点からの改変に伴う影響評価を行うべきである。

(調査対象市町長意見)

- ・ 周辺地域に居住する住民に対しては、工事の実施及び施設の供用に際して十分意見交換を行う場を設け、積極的な情報公開を行うなど、合意を図りながら安心・安全な施設づくりに努めること。

(2) 検討結果

(事業計画)

- ・ 施設組合は田尻町内で昭和 61 年 4 月から、熊取町は平成 4 年 4 月から焼却施設を稼働しており、いずれも老朽化が進んでいることから、泉佐野市内に新たに焼却施設を設置し、併せて破碎・選別施設及び保管施設を設置する計画としている。
- ・ 「新ごみ処理施設整備基本構想（泉佐野市、田尻町、熊取町）平成 31 年 3 月」及び「新ごみ処理施設整備基本計画（泉佐野市、田尻町、熊取町）令和 3 年 3 月」において施設整備に係る基本方針を次のとおり定めている。
 - ①周辺環境にやさしい施設、②ごみを安全・安定的に処理できる施設、③ごみのもつエネルギーを最大限活用する施設、④循環型社会に寄与する施設、⑤災害に強い施設、⑥経済性に優れた施設

ア 立地選定

- ・ 立地場所の選定については、3段階の検討を行ったとしている。
- ・ 1次選定では①地形特性等の地理的条件、②住宅の密集状況、③周辺の保全対象施設の状況、④周辺道路の状況を評価項目として 10 か所を選定し、2次選定では①地形特性等の地理的条件、②現状の土地利用の状況、③用水の利用状況、④周辺の住居及び公

共施設等の状況や水道水源の分布、⑤周辺道路の状況、⑥土地取得の実現性等を評価項目として4か所に絞り込み、3次選定では2次選定の評価項目に①活断層の状況、②概算工事費用、③候補地までの収集運搬効率、④災害廃棄物の受入れを考慮した拡張性を加えて評価して表2-1に示す選定結果を得たとしている。

- ・ 3次選定において「上之郷」を第1候補地に選定した後、その土地を含む旧泉佐野コスモポリス計画用地において泉佐野市による土地区画整理事業が実施されることとなったことから、その事業区域内において周辺環境及び概算工事費等を考慮し住民の意見を反映した上で方法書で示された対象事業実施区域に変更したとしている。
- ・ 対象事業実施区域について、上記の選定時と同様の評価を行った場合の結果について事業者を確認したところ、当該地は資料2-1に示すとおり3次選定における第一候補地である「上之郷」と一部重なる位置関係にあり、周辺の状況等は「上之郷」と同様であるため、「上之郷」と同等に評価されるとのことであった。
- ・ 土地区画整理事業後の対象事業実施区域の用途地域の指定について事業者を確認したところ、現在の市街化調整区域を継続し、準工業地域と同等の地区計画が定められる見込みとのことであった。
- ・ また、公園用地を産業用地に変更することによる公園の面積の減少についての見解について事業者を確認したところ、泉佐野市において「みどりの基本計画」の基本方針に基づき、日常的な市民生活や企業の経済活動等の場面において、公園や道路・まちなみ、水辺の植栽等、生活を豊かにするような水辺とみどりある空間を整備・誘導していくとのことであった。

表 2 - 1 3次選定結果

位 置		りんくう往来北	上之郷・日根野	日根野	上之郷
地理条件	敷 地 面 積	△	○	◎	◎
	地 形 特 性	◎	◎	△	○
土地利用		○	○	◎	◎
用役条件	用 水 利 用	◎	○	△	○
周辺環境	周 辺 民 家 等	△	△	○	○
	公 共 施 設 等	△	◎	△	◎
	水 道 水 源 の 布 分	◎	◎	△	◎
周辺道路	取 付 道 路 の 施 工 性、取 付 道 路 延 長	△	○	△	◎
その他	そ の 他 の 制 法 規 制	◎	△	○	△
	活 断 層 等	◎	◎	◎	◎
	土 地 取 得 の 性 実 現	○	△	◎	◎
	造 成 工 事 の 性 施 工	◎	○	△	○
概算工事費		◎	○	○	○
収集運搬効率		○	◎	△	○
拡張性		△	△	△	◎
総合順位(◎3, ○2, △1点)		2	3	4	1

(方法書から引用)



(事業者提出資料)

イ 焼却方式

- ・ 施設組合は焼却方式について、学識経験者等で構成する「新ごみ処理施設の処理方式等検討委員会」において検討したとしている。
- ・ 検討に当たってはまず、「ストーカ式」、「流動床式」、「ガス化熔融式」、「メタン発酵・焼却ハイブリッド式」、「RDF化」を対象に、①安全性・安定性、②経済性、③処理残渣の処分について比較評価を行い、「ストーカ式」及び「メタン発酵・焼却ハイブリッド式」を1次選定している。
- ・ 続く2次選定によって、地域のごみ質の特性や分別収集・運搬の体制及び設備の維持管理等の観点から「ストーカ式」を選定したとしている。
- ・ 各焼却方式について環境の保全の観点からの優劣について事業者を確認したところ、排出ガスその他の生活環境への影響及び焼却残渣の処分等について比較した結果が資料2-2により示された。

ウ 施設規模

- ・ 現行の焼却施設の処理能力は、施設組合が240トン/日、熊取町が61.5トン/日、合計301.5トン/日であるのに対し、新焼却施設では240トン/日とする計画としている。
- ・ 将来のごみ排出量の推計は、3市町におけるごみ排出量の実績値をもとに1人1日当たりの排出量を推計式により算出し、これに将来予測人口を乗じて算出したとしている。
- ・ 1人1日当たりの排出量の推計方法について事業者を確認したところ、平成26年度から令和元年度までの6年間のごみ排出量の実績値をもとにトレンド予測を実施した上で相関係数等を考慮した精査を行い推計式を作成したとのことであった。
- ・ 将来予測人口の設定根拠について事業者を確認したところ、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」による最新の将来予測人口を用いたとのことであった。
- ・ 新焼却施設の処理能力は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版(社団法人全国都市清掃会議、財団法人廃棄物研究財団)」に基づき、上記により将来のごみ排出量を設定した上で、焼却施設の稼働率、災害廃棄物の処理に要する処理能力及び泉佐野市における観光業由来の事業系可燃ごみの増加を考慮して設定したとしている。

エ 煙突高さ

- ・ 新焼却施設の煙突高さは59mとする計画としている。
- ・ 煙突高さを59mに設定した理由について事業者を確認したところ、大気汚染の防止の観点に加えて景観への影響の軽減及び60m以上の場合には航空法により航空障害灯などの設置義務が生じることを勘案して決定したとのことであった。

オ 車両運行計画

- ・ ごみ収集車の主な走行経路は前述のとおり、搬入にあつては国道 170 号、国道 26 号、府道泉佐野岩出線及び府道日根野羽倉崎線等を経て国道 481 号を經由し、収集にあつてはこれらの逆経路とする計画とし、直接搬入車両を含めた走行台数は 1 日当たり約 710 台（片道）と計画している。
- ・ この走行台数は、令和元年度におけるごみ収集車 1 台当たりの平均積載重量の実績、1 日当たりの最大台数及び将来のごみ排出量を用いて推計した年間日最大運搬台数であるとしている。
- ・ 焼却灰及び破碎・選別後の資源物等を搬出する車両の台数について方法書に記載されていなかったため事業者を確認したが、回答が示されなかった。
- ・ また、土地区画整理事業の実施後に本事業以外を要因として発生する交通量は片道 1 日当たり 610 台であるとしている。
- ・ ごみ収集車の走行時間帯について事業者を確認したところ、泉佐野市内では午前 6 時から午後 3 時頃まで、田尻町内では午前 8 時から午後 3 時頃まで、熊取町内では午前 7 時から午後 1 時頃までを想定しているとのことであった。
- ・ ごみ収集車について収集方法及び積載の効率化により走行台数の削減に努めるとともに、職員等の通勤時に公共交通機関の利用を呼びかけることにより交通量の抑制に努めるとしている。
- ・ 対象事業実施区域と国道 481 号の間の走行経路について事業者を確認したところ、土地区画整理事業において土地区画整理事業予定区域の西側に進入路を整備するとのことであった。

（複数案の比較）

大阪府の「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」において方法書への記載を求めている事業の位置又は規模等に関する複数案を環境の保全の観点から比較した結果が適切に示されなかったことから、準備書において適切に記載する必要がある。

（環境影響要因及び環境影響評価の項目）

- ・ 対象事業について、「水質・底質」、「地下水」、「地盤沈下」、「土壌汚染」、「日照障害」、「電波障害」、「気象」、「地象」、「水象」、「海域生態系」、「文化財」を評価項目に選定していない。主な理由は表 2-2 のとおりであり、本事業の事業特性及び対象事業実施区域周辺の地域特性を考慮すると、評価項目の選定について特に問題はないと考える。

表 2 - 2 非選定項目及び理由

評価項目	非選定理由
水質・底質	施設の供用時の排水は公共用水域へ放流せず、下水道放流を行うため。
地下水	施設の供用時の排水は公共用水域へ放流せず、下水道放流を行うため。 また、本事業で汚染物質が漏洩する可能性がないため。
地盤沈下	施設の供用時に地下水の汲み上げの可能性はあるが、対象事業実施区域が花崗岩質の丘陵地であり地盤沈下の懸念がないため。
土壤汚染	土壤汚染の発生源の存在が履歴調査において確認されていないため。
日照障害	対象事業実施区域と最寄りの住居等の位置関係から日照障害が想定されないため。
電波障害	送信所と対象事業実施区域の位置関係から、周辺住居等への電波障害が想定されないため。
気象	局地気象に大きな変化を及ぼすような地形の改変および高層構造の建築物がないため。
地象	対象事業実施区域周辺に重要な地形・地質・土質が分布しないため。
水象	土地区画整理事業後の造成地での事業となるため、対象事業において河川・湖沼・海域の水象に影響がないため。
文化財	対象事業区域には有形文化財が存在しない。埋蔵文化財が存在するが、本事業は土地区画整理事業後の造成地での事業であるため。
海域生態系	施設の供用時の排水は公共用水域へ放流せず、下水道放流を行うため。

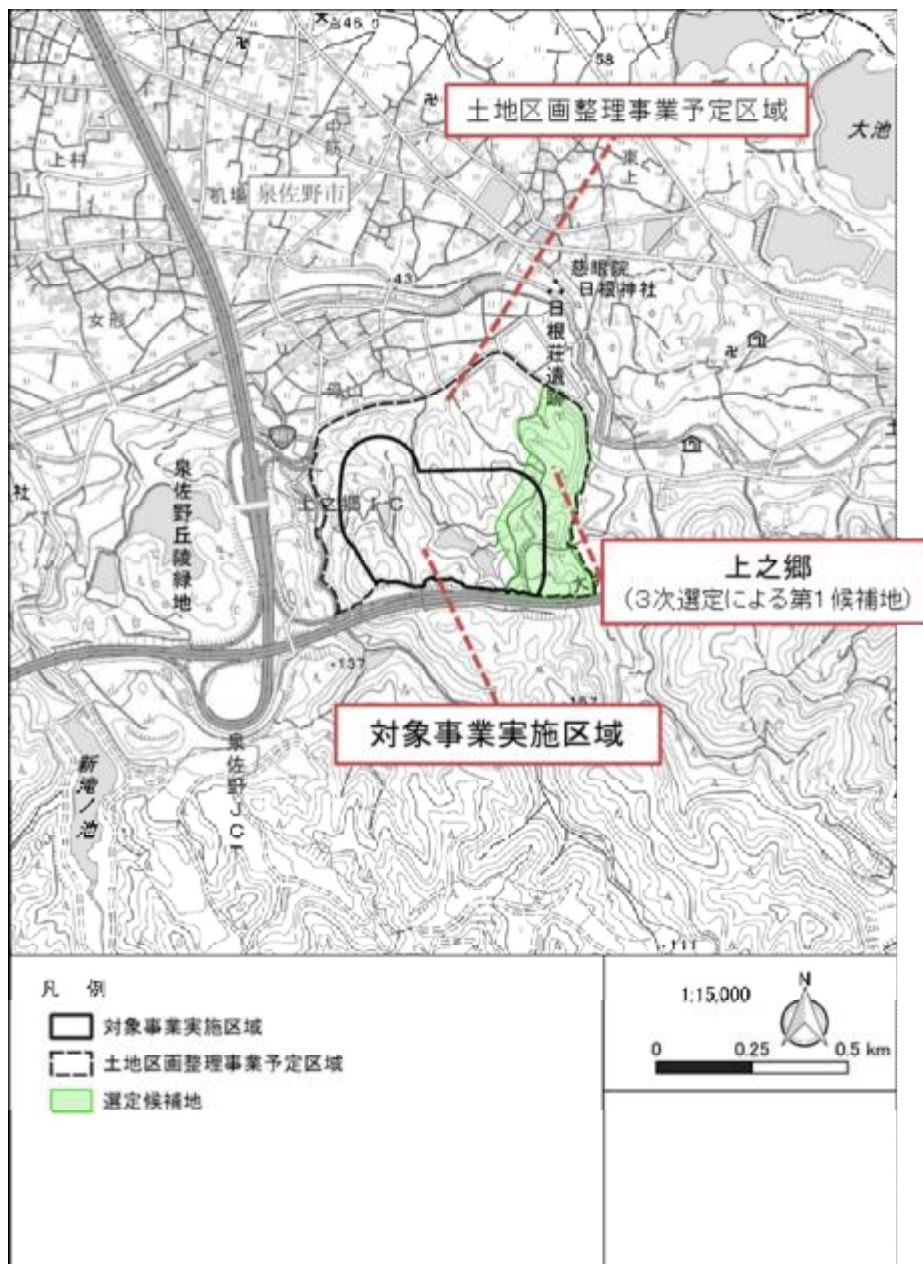
(方法書をもとに作成)

(土地区画整理事業による造成工事について)

- ・ 前述のとおり、本事業に先行して泉佐野市が実施する土地区画整理事業における造成工事による環境への影響について、大阪府環境影響評価条例に基づく手続に併せて自主的に調査、予測及び評価を実施するとしており、粉じん、水の濁り、陸域生態系（陸生動物、陸生植物、淡水生物及び陸域生態系）及び埋蔵文化財をその評価項目に選定している。
- ・ これらの項目を選定した理由について事業者を確認したところ、土地区画整理事業の事業計画の熟度が高くない段階においても調査等を行うことが可能であるためとのことであった。
- ・ 一方、土地の安定性等についての地象、ため池等についての水象、廃棄物及び発生土、大気質（粉じんを除く）、騒音及び振動については、環境への影響が生じるおそれがあると考えられるが、自主的に調査、予測及び評価を行う項目に選定されていない。
- ・ 本事業に先行して実施される土地区画整理事業については、大阪府環境影響評価条例の手続の対象ではないが、本事業の事業計画の前提とされていることを踏まえ、事業者においては土地区画整理事業の事業者と連携し、特に以下の点に留意して環境の保全に適切に取り組むとともに、地域住民等への情報の提供に努めるべきである。

- ① 土地区画整理事業に係る評価項目に選定された環境項目については、その検討結果において示した事項
- ② 上記の評価項目に選定されなかった大気質、騒音、振動、地象（工事中を含む土地の安定性等）、水象、景観、廃棄物及び発生土についても、重大な環境影響が生じるおそれの程度を勘案し、調査等を実施した上で環境保全措置を検討すること。

資料 2 - 1 3次選定による第1候補地と対象事業実施区域の位置関係



(事業者提出資料)

資料 2-2 可燃ごみ処理方式選定の比較・評価（環境面）

評価項目	焼却		流動床式	焼却・溶融 ガス化溶融式	メタンガス化		RDF化	
	ストーカー式	焼却方式			ハイブリッド方式（メタン発酵・焼却）	RDF化施設／RPF施設		
安全で環境保全に優れた施設	排ガスの有害物質	◎自動燃焼制御、有害物質除去装置、ろ過式集じん器（バグフィルタ）等により、法規制値より厳しい公害防止条例に対応可能。	◎ダイオキシン類の排出抑制について、バグフィルタ等により一定の対応は可能であるが、燃焼制御については施設稼働実績が少なく安定性に欠ける。	◎ストーカー式燃焼方式に同じ。	◎メタン発酵設備からの排ガス（有害ガス）の排出は、後段の焼却設備については、左記の焼却方式に同じである。	◎メタン発酵設備からの排ガス（有害ガス）の排出は、後段の焼却設備については、左記の焼却方式に同じである。	※左記の処理方式と比較して、燃焼工程を有さない（乾燥炉のみ）ために、評価対象としない。	
	排ガス量	○排ガス量は、ガス化溶融と比べて同程度か少し多い。（空気比1.3～1.5程度）	○排ガス量は、ガス化溶融と比べて同程度か少し多い。（空気比1.3～1.5程度）	◎低空気比燃焼により排ガス量は少ない。（空気比1.3程度）	◎上記のとおり、焼却設備規模を単純焼却方式の場合に対して、約80%に縮小可能であり、焼却処理量をメタン発酵（分酵）により、低減できるために焼却排ガス量も低減可能である。	◎上記のとおり、焼却設備規模を単純焼却方式の場合に対して、約80%に縮小可能であり、焼却処理量をメタン発酵（分酵）により、低減できるために焼却排ガス量も低減可能である。	※左記の処理方式と比較して、燃焼工程を有さない（乾燥炉のみ）ために、評価対象としない。	
	排水・悪臭・騒音・振動	◎プラント排水については、施設内で循環利用し、フローストド（無放流）とすることが可能。ただし、発電効率の向上のためには循環利用をせずに下水道放流を行うことが望ましい。 悪臭については、稼働時にこみピットの悪臭空気を燃焼空気として使用し、酸化脱臭した後、煙突から放出するため対応可能。（体炉時は活性炭処理等の脱臭装置にて対応。） 騒音・振動については、低騒音機器の採用、独立基礎、防音壁、サイレンサー等により対応可能。	◎同左	◎悪臭・騒音・振動については、焼却方式と同程度であるが、排水については、スラッグ冷却のために冷水式が多く採用されており、冷却水を使用することから排水処理量が大きくなる。	○単独焼却方式に対して、メタン発酵設備分の駆動設備が増加され、機器アライメントが増加することとなるが、特に大きな騒音・振動を発生させる機器はない。 また、排水や悪臭の環境負荷が増加する要素はない。	△排水の発生は左記処理方式より少なく、騒音・振動については左記処理方式より駆動設備が少ないため、騒音・振動負荷は小さい。 悪臭に関しては、乾燥工程から発生する悪臭やRPF製造後の保管施設からの発生による負荷が大きい（稼働している既往施設も臭気問題で休止・廃止している施設が多い）。	△排水の発生は左記処理方式より少なく、騒音・振動については左記処理方式より駆動設備が少ない（乾燥炉のみ）ために、焼却残渣は発生しない。また左記処理方式と同様に処理対象物を可燃物100%とすれば、処理後残渣（RDF化不可物）は発生しない。 RPF利用の焼却工程は、別施設で行うこととなり、左記処理方式とは異なることから、評価対象としない。	△排水の発生は左記処理方式より少なく、騒音・振動については左記処理方式より駆動設備が少ない（乾燥炉のみ）ために、焼却残渣は発生しない。また左記処理方式と同様に処理対象物を可燃物100%とすれば、処理後残渣（RDF化不可物）は発生しない。 RPF利用の焼却工程は、別施設で行うこととなり、左記処理方式とは異なることから、評価対象としない。
	最終処分量の減量化	△主灰・飛灰はごみ処理量あたり約12%である。（内訳は、主灰が約8%、キレートを含む搬出飛灰量が約4%である。）	△主灰・飛灰はごみ処理量あたり約12%である。（内訳は、主灰が約3%、キレートを含まず搬出飛灰量が約9%である。）	◎焼却主灰は、さらに溶融処理により、ごみ処理量あたりスラッグ発生率約7%、溶融飛灰発生率約4%（固形分）となる。 よって、スラッグを最終処分しない場合、キレートを含まず搬出溶融飛灰量は、ごみ処理量あたり約4%となるため、左記の焼却方式より大幅に低減される。	△焼却主灰は、さらに溶融処理により、ごみ処理量あたりスラッグ発生率約7%、溶融飛灰発生率約4%（固形分）となる。 よって、スラッグを最終処分しない場合、キレートを含まず搬出溶融飛灰量は、ごみ処理量あたり約4%となるため、左記の焼却方式より大幅に低減される。	△基本的に、単独焼却方式と同程度である。（発酵に不適な燃焼不燃物、発酵残渣、及びメタン発酵設備（脱水設備等）からの排水処理残渣が発生するが、焼却設備にリターンし焼却処理するために焼却残渣量の発生は同等となる。）	△基本的に、単独焼却方式と同程度である。（発酵に不適な燃焼不燃物、発酵残渣、及びメタン発酵設備（脱水設備等）からの排水処理残渣が発生するが、焼却設備にリターンし焼却処理するために焼却残渣量の発生は同等となる。）	△基本的に、単独焼却方式と同程度である。（発酵に不適な燃焼不燃物、発酵残渣、及びメタン発酵設備（脱水設備等）からの排水処理残渣が発生するが、焼却設備にリターンし焼却処理するために焼却残渣量の発生は同等となる。）
周辺の景観と調和し、市民に親しまれしめられる施設	評価（1） ◎3点、◎2点、△1点 合計＝9点	◎2つ、◎1つ、△1つ 合計＝9点	◎1つ、◎2つ、△1つ 合計＝8点	◎2つ、◎2つ、△なし 合計＝10点	◎2つ、◎1つ、△1つ 合計＝9点	◎2つ、◎1つ、△1つ 合計＝9点	◎なし、◎なし、△1つ 評価項目数補正により合計＝4点	
	建築面積（工場棟部分面積）及び必要用地面積	○建築面積・用地面積は、ガス化溶融と比べて小さい。	○同左	△建築面積・用地面積は、溶融設備分が焼却と比べて大きい。	△建築面積・用地面積は、溶融設備分が焼却と比べて大きい。	△建築面積・用地面積は、焼却方式と比べて大きい。	△建築面積・用地面積は、焼却方式と比べて小さい。	○上記のとおり、工場棟の階高も比較的低く、煙突はなく（乾燥炉の排気口は付帯する）、左記処理方式に比べて全体的にはコンパクトとなる。
景観	工場棟施設の建屋容積率（建築面積×建屋高さ）	○建屋容積率は、ガス化溶融と比べて小さい。	○同左	△建屋容積率は、溶融設備分が焼却と比べて大きい。	△建屋容積率は、メタン発酵設備分が焼却と比べて大きい。	△建屋容積率は、メタン発酵設備分が焼却と比べて大きい。	○上記のとおり、煙突高さ（焼却施設等では一般的に450m以上）が多いが、煙突も比較的低く、容積率が小さいために、左記の焼却施設を念む処理方式に比べて、遠景による視認性は低くなり、近景による圧迫感もやや小さくなる傾向がある。	○上記のとおり、煙突高さ（焼却施設等では一般的に450m以上）が多いが、煙突も比較的低く、容積率が小さいために、左記の焼却施設を念む処理方式に比べて、遠景による視認性は低くなり、近景による圧迫感もやや小さくなる傾向がある。
	景観	○建屋容積率や煙突高さなどは、建屋容積率がガス化溶融と比べて小さく、遠景による視認性は低く、近景による圧迫感も比較的少ない。	○同左	○建屋容積率や煙突高さなどは、建屋容積率が焼却と比べて大きく、遠景による視認性はやや高くなり、近景による圧迫感もやや大きくなる傾向がある。	○建屋容積率や煙突高さなどは、建屋容積率が焼却と比べて大きく、遠景による視認性はやや高くなり、近景による圧迫感もやや大きくなる傾向がある。	○建屋容積率や煙突高さなどは、建屋容積率が焼却と比べて大きく、遠景による視認性はやや高くなり、近景による圧迫感もやや大きくなる傾向がある。	○上記のとおり、煙突高さ（焼却施設等では一般的に450m以上）が多いが、煙突も比較的低く、容積率が小さいために、左記の焼却施設を念む処理方式に比べて、遠景による視認性は低くなり、近景による圧迫感もやや小さくなる傾向がある。	
総合評価（上記評価の合計）	◎なし、◎3点、△なし 合計＝6点	◎なし、◎3点、△なし 合計＝6点	◎なし、◎3点、△なし 合計＝6点	◎なし、◎3点、△なし 合計＝6点	◎なし、◎3点、△なし 合計＝6点	◎なし、◎3点、△なし 合計＝6点	◎なし、◎3点、△なし 合計＝6点	
	◎3点、◎2点、△1点 合計＝6点	◎3点、◎2点、△1点 合計＝6点	◎3点、◎2点、△1点 合計＝6点	◎3点、◎2点、△なし 合計＝10点	◎3点、◎1点、△1点 合計＝9点	◎3点、◎1点、△1点 合計＝9点	◎3点、◎1点、△1点 合計＝9点	
総合評価（上記評価の合計）	1.5点	1.4点	1.4点	1.4点	1.3点	1.3点	1.0点	

2 大気質

(1) 主な住民意見等

(住民意見)

- ・ なし

(調査対象市町長意見)

- ・ ごみ焼却施設の移転により、田尻町から排出されるごみの運搬距離が延びることとなるため、大気質への影響を適切に調査・予測されたい。

(2) 検討結果

(事業計画)

- ・ ごみ処理施設の排出ガスの計画目標値は、ばいじん $0.01\text{g}/\text{Nm}^3$ 以下、窒素酸化物 50ppm 以下、硫黄酸化物 50ppm 以下、塩化水素 30ppm 以下、水銀 $30\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 以下、ダイオキシン類 $0.1\text{ng-TEQ}/\text{Nm}^3$ 以下としている。
- ・ 計画目標値は、施設組合の既存処理施設や近隣焼却施設での公害防止基準値の設定状況を勘案して設定したとしている。
- ・ 周辺の地域の大気質への影響を可能な限り低減する観点から、近年の大気汚染防止技術の動向等を踏まえて煙突排出ガスの諸元とすべき濃度を精査し、準備書にその根拠を含めて記載する必要がある。

(環境影響要因及び環境影響評価の項目)

- ・ 施設の稼働及びごみ収集車等の走行、施設の建設工事、工事関連車両の走行を環境影響要因に選定している。
- ・ 施設の稼働については「二酸化硫黄」、「浮遊粒子状物質」、「二酸化窒素」、「ダイオキシン類」、「塩化水素」及び「水銀」を、施設の建設工事並びにごみ収集車等及び工事関連車両の走行については「浮遊粒子状物質」及び「二酸化窒素」を選定し、土地区画整理事業における造成工事について自主的に調査等を行う項目として「粉じん」を選定している。
- ・ 建設工事、ごみ収集車及び工事関連車両の走行を要因とする二酸化硫黄については、燃料中に含まれる硫黄分が少なく、排気ガス中に含まれる二酸化硫黄による大気質への影響は想定されないとして選定していない。
- ・ 揮発性有機化合物については、炉内で分解されるため排出ガス中にはほとんど含まれず、車両等の燃料に含まれるベンゼンも少量であるとして選定していない。

- ・ 光化学オキシダントについては、生成原因物質のうち揮発性有機化合物は煙突排出ガス中にほとんど含まれず、窒素酸化物については別に評価項目に選定していることから選定していない。
- ・ 微小粒子状物質については、予測・評価を行うための知見が不足しているとして選定していない。

(調査の手法)

- ・ 対象事業実施区域周辺の4地点において二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀の測定を行うとともに、主要な走行経路沿道の3地点において窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の測定を行うとしている。
- ・ 一般環境大気質の現地調査地点については、煙突排出ガスが拡散する可能性のある半径 **1.5km** 範囲の一般環境の状況を把握するために住居や福祉施設等の立地状況を勘案して設定したとしている。
- ・ 走行経路沿道の現地調査地点の設定の考え方について確認したところ、ゴミ収集車の走行台数が現状から大きく増加する地点を選定したとのことであった。
- ・ 気象については、対象事業実施区域周辺において、地上気象、上層気象及び高層気象の調査を各1地点において行うとしている。
- ・ 地上気象及び上層気象については通年の連続観測を行い、上層気象については、上層の風向及び風速の状況について詳細に把握するため、ドップラーライダーによる観測を行うとしている。
- ・ 高層気象については四季に各7日観測し、地上から高度 **1,000m** まで **50m** ごとの風向、風速及び気温を3時間ごとに8回観測するとしている。高層気象調査の実施に当たっては、調査時期や接地逆転層の崩壊時における測定間隔を適切に設定し、べき法則のパラメータや逆転層の発生状況の把握に努めるとともに、気象条件の代表性については、調査前に各季節の典型的な気圧配置となっていることを確認するとのことであった。
- ・ 気象の調査地点の選定について事業者を確認したところ、地上気象については対象事業実施区域の周辺で住居等の立地状況を勘案し通年調査を実施できる場所を選定したとのことであった。
- ・ 上層気象及び高層気象については、対象事業実施区域から **1 km** 程度の距離に位置し、平地と丘陵の位置関係が対象事業実施区域と類似している泉佐野丘陵緑地の駐車場を選定したとのことであった。

(予測及び評価の手法)

- ・ 煙突からの排出ガスについては、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び塩化水素について年平均濃度及び1時間濃度を、水銀及びダイオキシン類について年平均濃度を予測している。
- ・ 予測に用いる大気拡散モデルは、ブルーム・パフモデルを基本としたモデルを用いている。
- ・ 1時間濃度については、一般的な気象条件として比較的高濃度が生じやすい気象条件時、年間出現頻度が最も高い気象条件時を設定して寄与濃度と環境濃度を予測するとともに、特殊気象条件として、上層逆転層出現時、接地逆転層崩壊に伴うフュミゲーション発生時、ダウンウォッシュ出現時について予測を行うとしている。
- ・ ダウンウォッシュ出現時の有効煙突高の推定式について事業者を確認したところ、煙突の影響については **Briggs** 式を、建物の影響については **Huber** 式を用いるとのことであった。
- ・ 予測の対象時期については、施設の稼働が最大となる時期としており、具体的な時期について事業者を確認したところ、ごみ排出量は減少する傾向にあるため施設の供用を開始する令和12年度と想定しているとのことであった。
- ・ 建設機械については、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について年平均濃度を、ごみ収集車等及び工事関連車両の走行については、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年平均濃度を予測している。
- ・ ごみ収集車及び直接搬入車両の走行台数は1日当たり約710台(片道)と計画しており、土地区画整理事業の実施後に本事業以外を要因として発生する交通量は片道1日当たり610台であるとしている。
- ・ この交通量の考慮について事業者を確認したところ、予測条件に含めるとのことであった。
- ・ 焼却灰及び破碎・選別後の資源物等を搬出する車両の台数について方法書に記載されていなかったため事業者を確認したが、回答が示されなかった。
- ・ 車両の走行に伴う排出ガスによる影響の予測においては、ごみ収集車、焼却灰及び破碎選別後の資源物等を搬出する車両及び通勤車両等に加えて、土地区画整理事業の実施後に本事業以外を要因として発生する交通量を含む複合的な影響について予測する必要がある。
- ・ 土地区画整理事業における造成工事に伴う粉じんの影響については、地上気象の現地調査結果に基づき、ビューフォート風力階級表を用いて粉じんの巻き上がり頻度を予測している。

(環境保全対策の実施の方針)

- ごみの分別及び焼却不適物混入防止の徹底並びに燃焼状態の適正管理により各種大気汚染物質の発生抑制に努めるとしている。
- 排ガス処理として、以下の対策を実施する方針としている。
 - ばいじん：バグフィルタによる捕集
 - 硫黄酸化物及び塩化水素：バグフィルタの前の排出ガスの経路においてアルカリ粉体の吹込みにより生成する反応生成物を乾燥状態で回収する乾式法による捕集・除去
 - 窒素酸化物：触媒脱硝法等により分解
 - ダイオキシン類：燃焼管理等による発生の抑制及び捕集効率の高いバグフィルタの採用の他、活性炭吸着の導入を検討
 - 水銀：搬入廃棄物の管理徹底、上記に示す乾式法による捕集に加え、活性炭吸着の導入を検討
- ごみ収集車について、効率的な収集運搬経路の設定及び委託・許可業者の車両の大型化の促進等により走行台数の削減に努めるとともに、走行経路及び走行時間帯について、走行台数の集中を回避するよう努めるとしている。
- 焼却灰等の搬出車両については、搬出量に応じた適切な車両の選定や効率的な運行により台数の削減に努めるとともに、施設関係者車両について低公害車等の積極的導入を図るとしている。
- 工事については、排出ガス対策型建設機械の使用に努めるとともに、工事機械の集中を避けた工事工程とするとしている。また、工事関連車両の退出時におけるタイヤ洗浄等により粉じんの発生・飛散防止に努めるとしている。

3 水質

(1) 主な住民意見等

(住民意見)

- ・ なし

(調査対象市長意見)

- ・ なし

(2) 検討結果

(事業計画)

- ・ プラント排水は排水処理後、場内で再利用した上で、最小限の余剰水を下水道放流するとしている。なお、公共下水道の整備について事業者を確認したところ、土地区画整理事業により本事業の着工までに整備するとのことであった。
- ・ 生活排水は施設内の水処理設備で処理した後、洗車排水、計量機排水、プラットホーム洗浄水とともに排水処理を経て、場内で再利用することにより下水道への放流量を抑制するとしている。
- ・ 雨水の一部を回収・貯留し、敷地内の緑地への散水、ごみ収集車や場内設備等の洗浄に使用するとしている。
- ・ 方法書「図 2.3.11 水処理（給水・排水）フロー（案）」について、事業者提出資料において以下の修正が行われた。（「I 環境影響評価方法書の概要」10 ページ「図 1-8 給水・排水フロー（案）」に示すとおり）
 - ① プラント排水等の処理後に施設内で再利用できない余剰水が発生した場合に下水道に放流する経路を追加
 - ② 生活排水の一部を処理し施設内で再利用する経路を追加
 - ③ 灰処理室の洗浄排水を有機系排水処理設備を経由せず無機系排水処理設備において処理する旨の修正
- ・ 施設の建設工事中に発生する濁水については、対象事業実施区域内に設置する沈砂池を経て公共下水道に放流するとしている。公共下水道の整備が本事業の建設着工に間に合わない場合の対応について事業者を確認したところ、事業者が設置する沈砂池を経て京上川に放流するとのことであった。

(環境影響要因及び環境影響評価の項目)

- ・ 土地区画整理事業における造成工事について自主的に調査等を行う項目として「水の

濁り」を選定している。

(調査の手法)

- ・ 放流先の河川の水質を把握するため、京上川の1地点及び下流の檜井川の合流前後の2地点において、浮遊物質量（SS）、濁度及び流量を測定している。
- ・ 測定は、降雨時について1降雨当たり3回を3降雨時、無降雨時について一季当たり1回実施している。
- ・ 工事中に流出する土砂の特性を把握するため、造成工事を行う区域内の2地点の土砂について土質粒度試験及び土壌沈降分析試験を実施している。

(予測及び評価の手法)

- ・ 上記の河川における浮遊物質量について、工事期間中で影響が最大となる時期を対象として、完全混合式等により定量的に予測している。

(環境保全対策の実施の方針)

- ・ 土地区画整理事業における造成工事中に降雨に伴って発生する濁水の処理について事業者を確認したところ、土地区画整理事業において事業区域内に沈砂池を設置することにより放流水の浮遊物質量を水質汚濁防止法の上乗せ排水基準以下に低減することを想定しており、今後行う予測の結果を踏まえて必要に応じ濁水処理プラントの導入について検討するとのことであった。

4 騒音、振動、低周波音

(1) 主な住民意見等

(住民意見)

- ・ なし

(調査対象市町長意見)

- ・ なし

(2) 検討結果

(事業計画)

- ・ 対象事業実施区域は市街化調整区域内に位置しており、最も近接する住居までの距離は約 200m である。
- ・ 騒音及び振動等を発生する主要な機器として蒸気タービン及び送風機等が設置される。
- ・ 焼却施設は連続燃焼式とし、破碎・選別施設の稼働は午前 9 時から午後 5 時までとする計画としている。
- ・ 施設の建設工事の稼働時間及び工事関連車両の走行時間について事業者を確認したところ、建設工事は午前 9 時から午後 5 時まで、車両の走行は午前 8 時 30 分から午後 5 時までを想定しているとのことであった。

(環境影響要因及び環境影響評価の項目)

- ・ 施設の稼働について「騒音」、「振動」及び「低周波音」を、施設の建設工事並びにごみ収集車等及び工事関連車両の走行について「騒音」及び「振動」を評価項目に選定している。

(調査の手法)

- ・ 環境騒音、振動及び低周波音について、対象事業実施区域周辺の 2 地点において、平日及び休日の各 1 日について測定を行うとしており、低周波音については既存施設の稼働中にその敷地境界線上においても測定を行うとしている。
- ・ 道路交通騒音及び振動については、主要な走行経路沿道の 3 地点において、平日及び休日の各 1 日について測定を行うとしている。

(予測及び評価の手法)

- ・ 施設の稼働に伴う騒音及び振動については、施設の騒音等の予測に一般的に用いられている伝搬計算式を用いて予測を行い、低周波音については既存類似例または距離減衰式を用いて予測を行うとしている。
- ・ 道路交通騒音については、日本音響学会の道路交通騒音予測モデル（ASJ RTN-Mdel 2018）、道路交通振動については「道路環境影響評価の技術手法」（国土交通省国土技術政策総合研究所。平成 24 年度版）を用いて予測を行うとしている。
- ・ 土地区画整理事業の実施後に本事業以外を要因として発生する交通量の考慮について事業者を確認したところ、当該交通量を予測条件に含めるとのことであった。（大気質の再掲）
- ・ 建設作業騒音については、日本音響学会の建設工事騒音の予測モデル（ASJ CN-Mdel 2007）を用い、建設作業振動については伝搬計算式を用いた予測を行うとしている。
- ・ 車両の走行に伴う道路交通騒音及び振動の予測においては、ごみ収集車、焼却灰及び破碎選別後の資源物等を搬出する車両及び通勤車両等に加えて、土地区画整理事業の実施後に本事業以外を要因として発生する車両を含む複合的な影響について予測する必要がある。

(環境保全対策の実施方針)

- ・ 焼却施設における機器等については基本的に建屋内に設置し、蒸気タービン及び送風機等の大きな騒音・振動を発生する機器は、吸音材や防音扉等の防音措置を施した専用室等に配置するよう努めるとともに、独立基礎の採用や防振ゴムなどの対策を講じるとしている。
- ・ 屋外に設置する蒸気タービンなどの機器については低騒音型を採用し、周囲を防音効果の高い遮音壁や吸音ユニットで覆うなどの対策を講じるとしている。
- ・ ごみ収集車については、効率的な収集運搬経路の設定等により走行台数の削減に努めるとともに、走行経路、走行時間帯及び適正走行等の運行管理を徹底するとしている。
- ・ 焼却灰等の搬出車両については、搬出量に応じた適切な車両の選定や効率的な運行により台数の削減に努めるとともに適切な走行管理に努めるとしている。
- ・ 施設の建設工事については、低騒音・低振動型建設機械の使用に努め、工事機械の集中を避ける工事工程とするとしている。また、必要に応じて防音フェンス等を設置するとしている。

5 悪臭

(1) 主な住民意見等

(住民意見)

- ・ なし

(調査対象市町長意見)

- ・ なし

(2) 検討結果

(環境影響要因及び環境影響評価の項目)

- ・ 施設の稼働に伴い煙突及びごみピット等からの悪臭の発生が考えられることから、「悪臭」を評価項目に選定している。

(調査の手法)

- ・ 対象事業実施区域内の1地点及び周辺の4地点において夏季の1日について臭気指数の測定を行うとしている。また、類似事例として既存の2施設の敷地境界線上において臭気指数の測定を行うとしている。

(予測及び評価の手法)

- ・ 煙突からの悪臭物質の排出については、「煙突排出ガスの予測方法」で示した大気拡散モデルを用い、評価時間の補正及び悪臭防止法施行規則第6条の2に示された物質濃度から臭気指数への修正を加える方法により臭気指数を予測するとしている。
- ・ ごみピット等からの悪臭の漏洩については、既存類似例による定性的予測を行うとしている。その方法について事業者を確認したところ、既存の施設において風下において臭気指数を測定し、その結果及び本事業において実施する悪臭防止対策をもとに定性的に予測を行うとのことであった。
- ・ 調査及び予測方法について特に問題はないと考える。

(環境保全対策の実施方針)

- ・ ごみピットに投入扉を設置するとともに、ごみ収集車の出入口にエアカーテンや自動開閉扉を設置するなど、臭気の漏洩を防止する措置を講じるとしている。
- ・ ごみピット内の空気を送風機により炉内に供給することにより、ピット内を負圧に保ち臭気の漏洩を防ぐとともに悪臭物質を熱分解させることとしている。

- ・ 焼却施設の停止時にはごみピット内の空気を活性炭方式等の脱臭装置による処理後に排出することによりピット内の負圧を確保するとしている。
- ・ ごみ収集車の走行時における悪臭対策について事業者を確認したところ、車両の洗浄および車両に付帯する汚水タンクの適切な管理を徹底するとのことであった。

6 陸域生態系

(1) 主な住民意見等

(住民意見)

- ・ 対象事業実施区域が「新ごみ処理施設整備基本計画」において設置場所となっていた丘陵緑地東地区の東側隣接泉佐野市所有地から、大阪府宮泉佐野丘陵緑地の東地区に変更されたことにより、緑が多い丘陵緑地東地区が公園でなくなり自然保全エリアが減少することを危惧する。(再掲)
- ・ 対象事業実施区域は「大阪府レッドリスト 2014」においてランク B の泉州ため池群の範囲内にあり、かつ、ため池が存在することから、水生動植物の調査を実施すべきである。
- ・ 対象事業実施区域のため池において、マルタニシやヒツジグサなど希少な生き物が生息していることが確認されているが、それを考慮した計画にはなっていない。
- ・ 哺乳類について、コウモリを対象とした調査が必要である。
- ・ 陸生動物について、ラインセンサス法、ポイントセンサス法、各種トラップ法などを実施するとあるが、実施地点・ラインを地図上に記載すべきである。

(調査対象市長意見)

- ・ なし

(2) 検討結果

(事業計画)

- ・ 対象事業実施区域周辺は和泉山脈北部の山麓地であり、シイ・カシ二次林等で構成される森林が分布している。
- ・ また、対象事業実施区域及びその周辺にはため池が分布している。
- ・ 「大阪府レッドリスト 2014」(平成 26 年、大阪府)において、和泉市から泉南市にかけての「泉州ため池群」は生物多様性ホットスポット(ランク B)に選定されている。

(環境影響要因及び環境影響評価の項目)

- ・ 施設の建設工事に係る建設機械の稼働及び工事関連車両の走行、施設の稼働及び施設関連車両の走行により、周辺の陸生動物及び陸域生態系が変化する可能性があることから「陸生動物」及び「陸域生態系」を評価項目に選定している。
- ・ 土地区画整理事業における造成工事の実施により周辺の陸生動物、陸生植物、淡水生物の生息環境及び陸域生態系が変化する可能性があることから「陸生動物」、「陸生植

物」、「淡水生物」及び「陸域生態系」を自主的に調査等を行う項目として選定している。

(調査の手法)

○ 陸生動物

- ・ 陸生動物（哺乳類、鳥類（猛禽類を除く）、両生類及び爬虫類、昆虫類、陸産貝類）の各項目について、土地区画整理事業予定区域及び対象事業実施区域周辺約 200m の範囲で現地調査を実施するとしている。ただし、猛禽類については、対象事業実施区域及びその周辺約 2km の範囲で実施するとしている。
- ・ 陸生動物の調査範囲、調査地点及び調査ルートの設定理由について事業者を確認したところ、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成 11 年 11 月、建設省都市局都市計画課）に基づき設定したとのことであった。また、猛禽類については、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」（平成 24 年 12 月、環境省自然環境局野生生物課）に基づき設定したとのことであった。
- ・ 哺乳類については、フィールドサイン法による調査を 4 季に、トラップ調査法による調査を 4 地点において 4 季に行うとしている。（資料 2－3）また、コウモリ類については、生息可能性のある樹林地等において夜間調査を 3 季に行うとしている。
トラップ調査法の調査地点の設定理由について事業者を確認したところ、中型・大型哺乳類のねぐら、水場等の環境や移動ルートを考慮して設定したとのことであった。
- ・ 鳥類については、2 ルートにおいてラインセンサス法、2 地点においてポイントセンサス法による調査を 4 季に行うとしている。（資料 2－4）
鳥類の調査地点及び調査ルートの設定理由について事業者を確認したところ、営巣可能性の高い環境を考慮して設定したとのことであった。
- ・ 猛禽類については、営巣木踏査を秋から冬の 1 回、定点観察法による調査を繁殖期である早春から夏にかけて 7 回行うとしている。また、フクロウ類については、生息可能性のある樹林地等において夜間調査を早春から夏の 5 回行うとしている。
- ・ 両生類及び爬虫類については、直接観察法による調査を 4 季に行うとしている。
- ・ 昆虫類については、任意採取法による調査、4 地点におけるライトトラップ法及びベイトトラップ法による調査をそれぞれ春から秋にかけての 3 季に行うとしている。また、ホタル類の生息可能性のある水域や樹林地等において夜間調査を 1 回行うとしている。
昆虫類の調査地点の設定理由について事業者を確認したところ、食餌動物の有無や、草地、林縁等、植物環境等の有無を考慮して設定したとのことであった。
- ・ 陸産貝類については、直接観察法による調査を春・秋の 2 季に行うとしている。

○ 淡水生物

- ・ 淡水生物については、土地区画整理事業予定区域の内外のため池 6 地点及び同区域周

辺の河川2地点において、魚類及び底生動物の現地調査を実施するとしている。

- ・ このうち、土地区画整理事業予定区域外のため池における調査の目的を確認したところ、同区域内のため池において貴重な生物の生息が確認された場合の移植の可能性を検討することを目的として実施するとのことであった。
- ・ 魚類については、任意採取法及び目視観察法による調査を4季に実施するとしている。
- ・ 底生動物については、任意採取法及びコドラート法による調査を2季に実施するとしている。
- ・ 河川及びため池における爬虫類、両生類、水生昆虫類、水生植物の調査の実施について事業者を確認したところ、これらについても調査を実施する予定であるとのことであった。
- ・ 浮遊生物及び藻類については、既存の調査結果の活用又は現地調査の実施を予定しているとのことであった。

○ 陸生植物

- ・ 陸生植物については、土地区画整理事業予定区域及び対象事業実施区域周辺約 200mの範囲で実施するとしている。
- ・ 植物相の目視観察法による調査を4季に、植生の植物社会学的調査法による植生調査を1回行うとしている。

植物相及び植生の調査地域の設定理由について事業者を確認したところ、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」に基づき、動物相の現地調査地域と同様としたとのことであった。

○ 陸域生態系

- ・ 陸域生態系について、陸生動物、淡水生物及び陸生植物の調査結果に基づき、上位性、典型性、特殊性の観点から複数種を選定し、群集の構造、移動経路、食物連鎖の状況について解析するとしている。

(予測及び評価の手法)

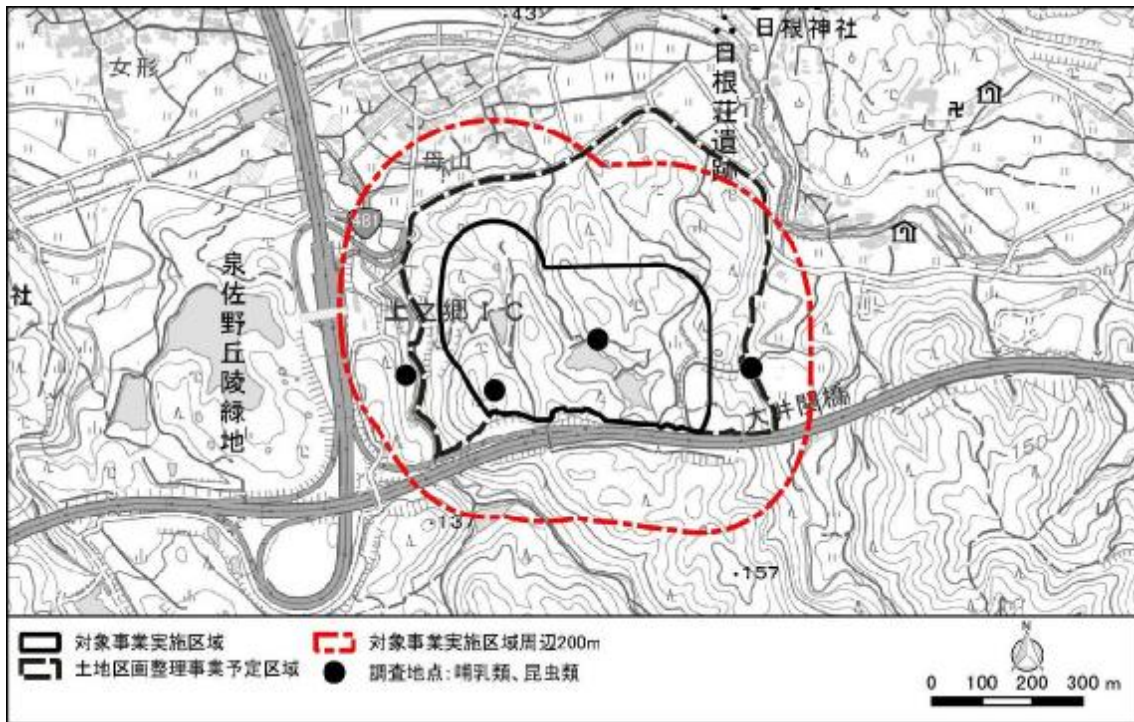
- ・ 土地区画整理事業、建設機械の稼働及び工事関連車両の走行に伴う陸生動物、淡水生物、陸生植物の生息・生育環境及び陸域生態系の変化の程度について、それらに影響を及ぼす環境の変化を勘案し、既存類似例、文献等を参考にして予測するとしている。

参考にする具体的な既存類似例や文献について事業者を確認したところ、希少種が確認された類似の造成事業及び清掃工場建設事業等の過去事例等を想定しているとのことであった。

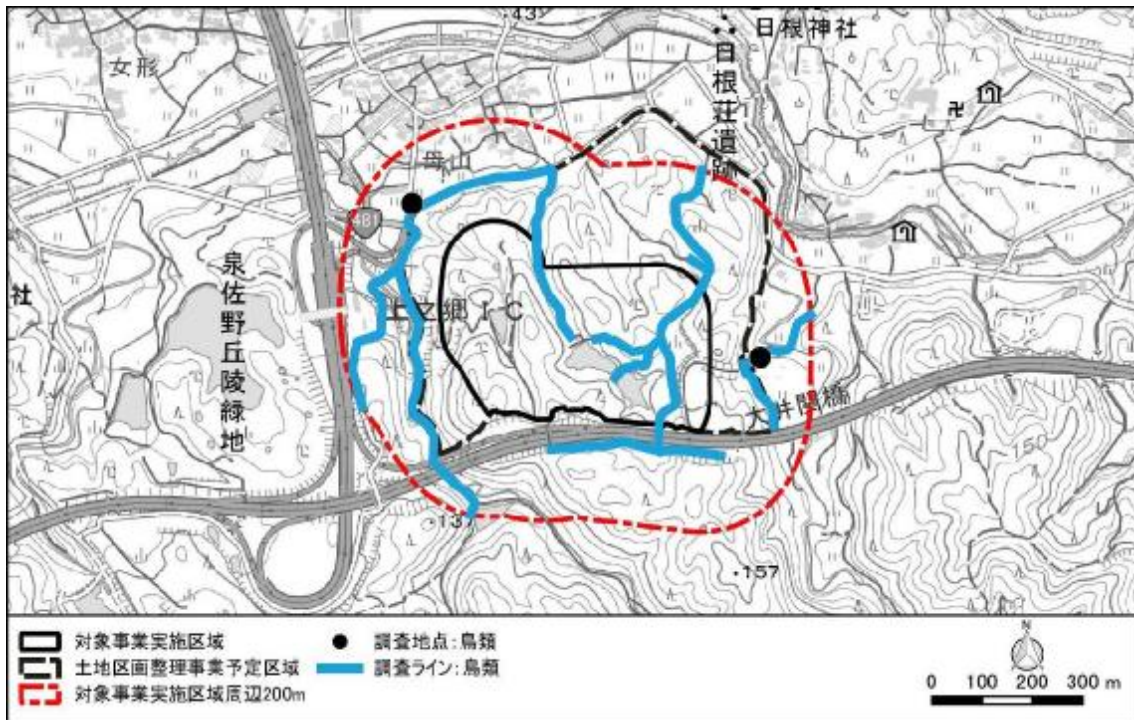
(環境保全対策の実施の方針)

- ・ 施設配置の検討に当たっては、生物多様性と生態系への影響の回避又は低減に努め、コアジサシの繁殖などに留意し環境保全に努めるとしている。
- ・ 具体的な保全措置について事業者を確認したところ、「コアジサシ繁殖地の保全・配慮指針」（平成 26 年 3 月 環境省自然環境局野生生物課）を参考に配慮するとのことであった。
- ・ 対象事業実施区域の法面については、在来種を主体とする低木等を用いた植栽を行って適正に緑化率を確保するとしており、可能な限り対象事業実施区域周辺の樹種を使用するとのことであった。
- ・ 土地区画整理事業に係る森林等の減少への対応について事業者を確認したところ、土地区画整理事業者である泉佐野市が主体となって緑化計画を策定し、法面緑化工事等を実施する等の措置を講じるとのことであった。
- ・ 土地区画整理事業に伴って出現する法面の緑化においては、事業予定区域が里地里山であることを踏まえ、残置森林との連続性を考慮するとともに、埋土種子の利用など遺伝子攪乱の防止に配慮した工法の採用を検討する必要がある。
- ・ 土地区画整理事業予定区域において貴重な生物が確認された場合の保全措置について事業者を確認したところ、既存類似例、文献などを参考するとともに、専門家の意見を踏まえ保全措置を検討するとのことであった。また、調査時に採集した生物については、貴重性や重要性などに配慮しながら、標本として博物館等に保存するとのことであった。
- ・ 淡水生物の移植については、移植先の生態系を攪乱するおそれがあると同時に定着しない事例が少なくないことから、専門家等の助言を踏まえて適切な実施について検討すること。また、移植先の候補地については、環境条件が移植元と類似する箇所を幅広く検討するとともに、追加した候補地についても現地調査を実施する必要がある。
- ・ 土地区画整理事業に係る調査等については、専門家等の助言を踏まえて適切に調査等を行うとともに環境保全措置を検討するべきである。

資料 2 - 3 陸生動物調査地点



資料 2 - 4 鳥類調査地点及びライン



7 人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 主な住民意見等

(住民意見)

- ・ 対象事業実施区域について、令和3年に出された「新ごみ処理施設整備基本計画」において設置場所となっていた丘陵緑地東地区の東側隣接泉佐野市所有地から、大阪府営泉佐野丘陵緑地の東地区に変更されたことにより、緑が多い丘陵緑地東地区が公園でなくなり自然保全エリアが減少することを危惧する。(再掲)
- ・ 泉佐野丘陵緑地は 19 番目の府営公園であり、府民・企業・行政等が協働して新しい公園づくりをすることとなり、府議会で都市公園として整備することが決定されて、今も創り続けている公園である。(再掲)
- ・ 新ごみ処理施設建設を想定している場所が現在大阪府営公園泉佐野丘陵緑地東地区の公園用地であることを明記すべきである。また、公園用地を産業用地に変更する記載がなく、その手続について触れていない。(再掲)
- ・ 大阪府の一人当たりの都市公園面積は全国で最低であり、大阪南部は府民の憩いの場となる公園が少ないことを配慮頂きたい。(再掲)

(調査対象市長意見)

- ・ なし

(2) 検討結果

(環境影響要因及び環境影響評価の項目)

- ・ 対象事業実施区域周辺には、泉佐野丘陵緑地、大井関公園、ハイキングルートなどの人と自然との触れ合いの活動の場が存在する。
- ・ 施設関連車両及び工事関連車両が人と自然との触れ合いの活動の場周辺の道路を走行することから、「人と自然との触れ合いの活動の場」を評価項目に選定している。

(調査の手法)

- ・ 泉佐野丘陵緑地及びハイキングルートの2地点において、利用者のカウントや聞き取り等の調査を4季に各1回ずつ実施するとしている。
具体的な聞き取り内容について事業者を確認したところ、調査地点に来るまでの経路や手段等について調査するとのことであった。
調査地点の選定理由について事業者を確認したところ、対象事業実施区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場のうち、対象事業の実施に伴う施設関連車両や工事

関連車両の走行による影響が生じる可能性がある地点を選定したとのことであった。

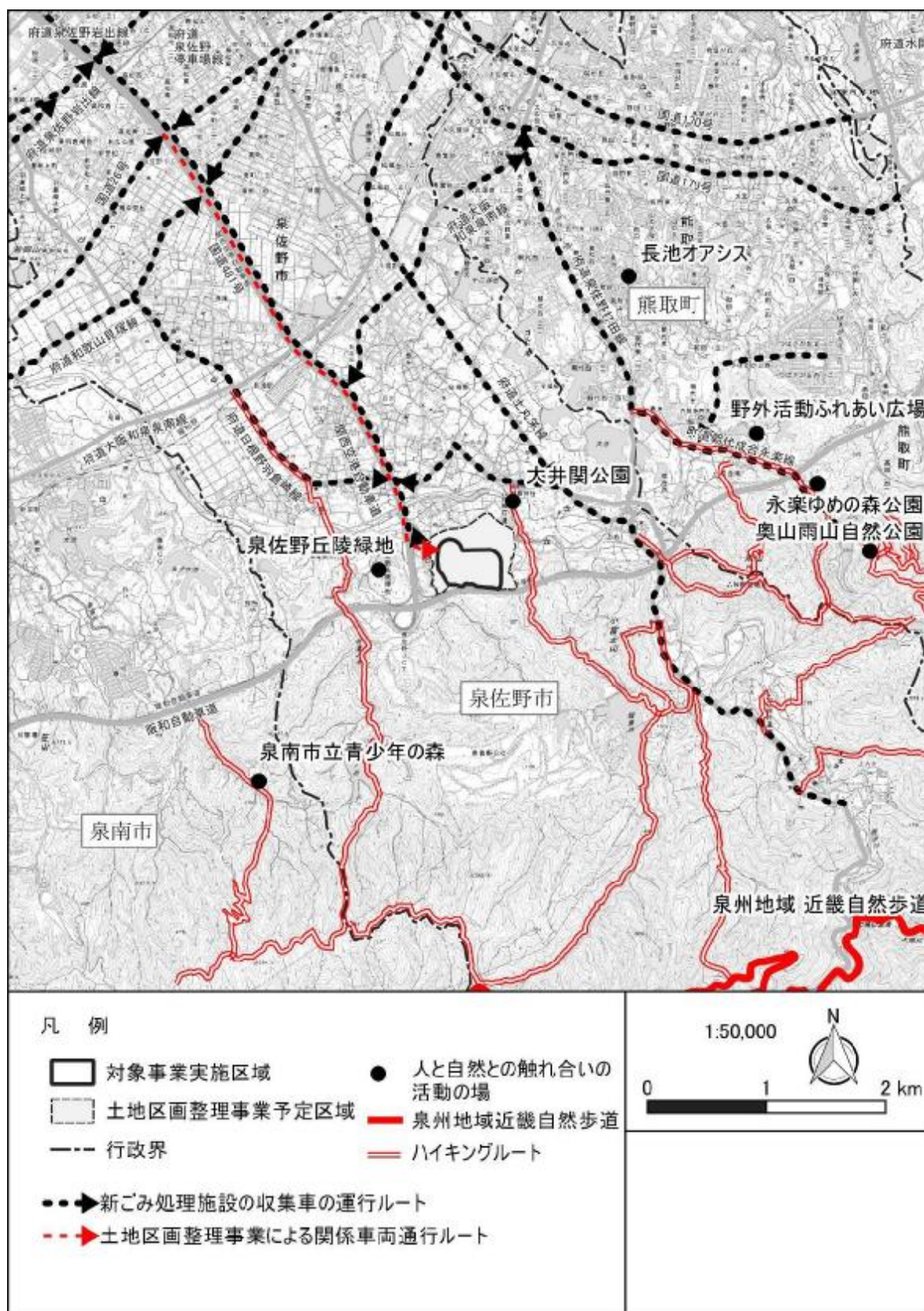
ごみ収集車の走行経路とハイキングルートが重複している箇所（資料2-5）における調査の実施について事業者を確認したところ、当該箇所は現在もごみ収集車の走行経路になっており、新焼却施設の供用に伴う影響は小さいと考えられることから、調査地点に選定しなかったとのことであった。

（予測及び評価の手法）

- ・ 調査地点において、類似事例等に基づき、人と自然との触れ合い活動の場の利用環境の変化の推定を行うとしている。

その具体的な方法について事業者を確認したところ、現地調査の結果と施設関連車両及び工事関連車両の車両台数を重ね合わせ、道路の混雑の発生等について予測するとのことであった。

資料 2-5 施設関連車両及び工事関連車両走行経路及びハイキングルート



8 景観

(1) 主な住民意見等

(住民意見)

- ・ 施設の位置について、当初計画の泉佐野丘陵緑地に隣接する泉佐野市の土地から泉佐野丘陵緑地の東地区に変更することは自然環境や文化・景観に大きな影響を与えるものであり、その影響を軽減するため建設予定地の見直しを求めたい。建設予定地について、環境影響を比較するため他の案も提示すべきである。(再掲)

(調査対象市長意見)

- ・ 施設の配置や構造、外観等は、可能な限り周辺地域の景観と調和したものとし、景観予測に当たっては、必要に応じて複数案を検討する等、住民に分かりやすく示すこと。

(2) 検討結果

(事業計画)

- ・ 対象事業実施区域周辺における自然景観資源として、金剛生駒紀泉国定公園、府営泉佐野丘陵緑地、大阪みどりの百選に指定されている大井関公園、日根荘大木の農村景観等が存在する。
- ・ 煙突高さは **59m** としている。
煙突の高さの設定理由について確認したところ、景観以外にも排出ガスの拡散等を総合的に検討し、**59m** と決定したとのことであった。
- ・ 煙突以外の工場棟等の高さについて事業者を確認したところ、既存の泉佐野市田尻町清掃施設組合の第二事業所の工場棟の高さ(約 **26m**)と同程度かやや上回る高さを想定しているとのことであった。

(環境影響要因及び環境影響評価の項目)

- ・ 施設等の存在により自然景観、歴史的・文化的景観が変化する可能性があることから、「自然景観」及び「歴史的・文化的景観」を評価項目に選定している。

(調査の手法)

- ・ 対象事業実施区域周辺9地点で、フォトモンタージュ作成のための写真撮影による現地調査を4季に行うとしている。
調査地点の選定理由について事業者を確認したところ、対象事業実施区域が視認される可能性のある展望地や集落等のうち、代表的な地点を選定したとのことであった。

(予測及び評価の手法)

- ・ 施設の存在に伴う景観の変化について、フォトモンタージュの作成により、代表的な眺望地点からの眺望の変化を予測している。
- ・ また、土地区画整理事業予定区域内に将来建設されるその他の建築物の存在を想定した予測を実施することであった。
- ・ フォトモンタージュの作成においては、土地区画整理事業の事業計画を適切に反映する必要がある。

(環境保全対策の実施の方針)

- ・ 対象事業実施区域の緑化計画については、在来種を主体とした植栽による緩衝緑地帯を設け、かつ亜高木等植栽により建物を極力周辺から遮蔽できるよう、建物と自然が調和するような景観配慮に努めている。
- ・ 白煙が景観に与える影響への配慮について事業者を確認したところ、白煙の発生については現地での気温及び湿度の調査結果を踏まえ、排出ガス処理設備等における白煙防止策の実施について検討することであった。
- ・ 施設の建築意匠について、周囲の山林と調和する色彩やデザインとなるよう配慮し、直接見えにくくする配慮をするとともに圧迫感の緩和に努めている。
- ・ 施設の配置、形態、意匠及び色彩等を十分に検討し、周辺や背景との調和が得られる建築計画とするとともに、必要に応じて複数案について予測する必要がある。

9 文化財

(1) 主な住民意見等

(住民意見)

- ・ なし

(調査対象市長意見)

- ・ なし

(2) 検討結果

(事業計画)

- ・ 土地区画整理事業予定区域内には梨谷遺跡等の埋蔵文化財が存在している。また、同区域近傍には、国指定史跡の日根荘遺跡等、日根荘由来の有形文化財が多く存在している。

(環境影響要因及び環境影響評価の項目)

- ・ 土地区画整理事業における造成工事について自主的に評価を行う項目として「埋蔵文化財」を選定している。

(調査の手法)

- ・ 埋蔵文化財の調査の実施について事業者を確認したところ、土地区画整理事業を実施する泉佐野市が主体となり、泉佐野市が設置している泉州南埋蔵文化財広域行政事務所において、文化財保護法に基づく現地踏査及び試掘・確認調査を実施し、文化財の存在が確認された場合は事業内容に応じて本発掘調査を実施することを検討しているとのことであった。

(予測及び評価の手法)

- ・ 対象事業等を実施しようとする地域及び関連地域内の埋蔵文化財包蔵地の改変の程度について、埋蔵文化財の分布状況及び同事業等の計画内容により予測している。

(環境保全対策の実施の方針)

- ・ 埋蔵文化財の存在が確認された場合の保全措置について事業者を確認したところ、土地区画整理事業を実施する泉佐野市が泉州南埋蔵文化財広域事務所と発掘調査等を実施して、適切な保全措置を講じることであった。

10 廃棄物

(1) 主な住民意見等

(住民意見)

- ・ なし

(調査対象市長意見)

- ・ なし

(2) 検討結果

(施設の供用に伴う廃棄物)

- ・ 施設の稼働に伴い、一般廃棄物及び産業廃棄物が発生することから、施設の稼働を環境影響要因とし、「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」を評価項目に選定している。
- ・ ごみの減量や分別排出に関する啓発を行うことによりごみの減量化を図るとともに、3市町の「プラスチックごみゼロ宣言」の取組みを推進してプラスチックごみの発生抑制により焼却ごみ量の低減に努めるとしている。
- ・ 最終処分量を可能な限り縮減する観点から、焼却灰等の発生量を抑制する施設・運転管理計画を検討し準備書に記載する必要がある。
- ・ ごみ処理施設内で発生する事業所ごみについても、ごみの減量や分別排出に努めるとしている。
- ・ 焼却灰及び飛灰の保管方法について事業者を確認したところ、焼却灰は加湿状態にして気密性を有した集じん装置を備えた灰搬出室内の灰ピットに貯留し、飛灰はキレート処理を施して集じん装置を備えた処理物搬出室内の開閉式貯留槽（バンカ）に貯留するとのことであった。
- ・ 排水処理設備から発生する汚泥の処理について事業者を確認したところ、有機性汚泥は炉に投入して焼却し、無機性汚泥は最終処分するとのことであった。
- ・ 予測については、廃棄物の種類ごとの発生量、再生利用量及び最終処分量について、既存類似例等を考慮して事業計画及び原単位により施設の稼働が最大になる時期について予測するとしている。

(工事の実施に伴う廃棄物等)

- ・ 工事の実施に伴い、一般廃棄物及び産業廃棄物が発生することから、工事の実施を環境影響要因として「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」を評価項目に選定している。
- ・ 産業廃棄物については、工法及び資材の選定及び再生資源を用いた建設資材の検討を

行い、発生抑制に努めるとしている。また、資材の再利用に努めるとともに、発生した廃棄物は適正に処理・処分を行うとしている。

- また、発生土については、対象事業実施区域内の盛土や埋戻し土としての再利用に努め、場外搬出を行わない計画としている。
- 予測については、廃棄物の種類ごとの発生量、再生利用量（自ら利用する量及び外部委託量）及び最終処分量等について、既存類似例等を考慮して事業計画及び原単位により予測している。事業者を確認したところ、既存類似事例として過去に実施されたごみ処理施設の建設工事の事例を参照するとのことであった。
- 廃棄物の発生量等については、単に過年度に調査された原単位を用いて予測するのではなく、発生抑制及び再生利用に最大限努める計画としたうえで、これを踏まえて予測する必要がある。

11 地球環境

(1) 主な住民意見等

(住民意見)

- ・ なし

(調査対象市町長意見)

- ・ 施設の整備にあたっては、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するように努めること。また、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めること。

(2) 検討結果

(事業計画)

- ・ 廃棄物の焼却処理に伴う熱をボイラーで回収し、タービン発電機により発電する計画とし、エネルギー回収率の目標を21%以上と計画している。
- ・ 発電電力量及びその用途について事業者を確認したところ、発電出力を5,000kW程度、事業場内で消費後の余剰分は電力会社への売却を基本として計画しており、近隣地域での市民の利用や農業での利用等についても研究していくとのことであった。

(環境影響要因及び環境影響評価の項目)

- ・ 施設の稼働及びごみ収集車等の走行、施設の建設工事及び工事関連車両の走行について「温室効果ガス」を評価項目に選定している。

(予測及び評価の手法)

- ・ 施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行、建設工事及び工事関連車両の走行に伴って排出される温室効果ガスについて、その排出量を予測するとしている。
- ・ 予測を行う温室効果ガスの種類について事業者を確認したところ、施設の稼働については二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素を、ごみ収集車等及び工事関連車両の走行並びに建設機械の稼働については二酸化炭素を予測の対象とするとのことであった。
- ・ 予測方法については、既存類似例等を考慮し事業計画及び原単位により予測するとしており、その具体的な方法について事業者を確認したところ、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (ver. 4.8)」(令和4年1月 環境省、経済産業省)に示された方法に準じるとのことであった。

(環境保全対策の実施の方針)

- 施設の機器導入に当たっては、可能な限り省エネ型のものを選択し、コージェネレーションシステム、余熱利用設備等の導入を検討するとともに、施設の屋上に太陽光パネルを設置するとしている。
- また、煙突排出ガスから二酸化炭素を分離して回収する設備等の導入について検討するとしている。
- 焼却施設の移転によりごみ収集車の走行距離が延びることに伴い温室効果ガスの排出量の増加が見込まれるため、市町と連携してごみ収集車等に電気自動車等を導入するなど、温室効果ガスの一層の削減を図る計画とし、これを準備書に記載する必要がある。

Ⅲ 指摘事項

当審査会では、事業者から提出された方法書について、「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」に照らし、その内容を専門的かつ科学的な視点から精査した。また、環境影響評価を実施する地域を管轄する市町の長である泉佐野市長、田尻町長、熊取町長及び泉南市長から提出された環境の保全の見地からの意見に配慮して検討した。

その結果、方法書の記載内容は対象事業に係る環境影響評価を行う方法としては概ね妥当なものと考え、より一層、環境の保全に配慮した事業計画となるようにという視点も加え、下記のとおり環境の保全の見地からの意見を取りまとめた。

大阪府知事におかれては、これらの事項が環境影響評価準備書の作成等に反映されるよう事業者を十分指導されたい。

記

1. 全般的事項

技術指針において方法書への記載を求めている事業の位置又は規模等に関する複数案を環境の保全の観点から比較した結果が適切に示されなかったことから、準備書において適切に記載すること。

2. 大気質

- (1) 周辺の地域の大気質への影響を可能な限り低減する観点から、近年の大気汚染防止技術の動向等を踏まえて煙突排出ガスの諸元とすべき濃度を精査し、準備書にその根拠を含めて記載すること。
- (2) 車両の走行に伴う排出ガスによる影響の予測においては、ごみ収集車、焼却灰及び破碎選別後の資源物等を搬出する車両及び通勤車両等に加えて、土地区画整理事業の実施後に本事業以外を要因として発生する交通量を含む複合的な影響について予測すること。

3. 騒音、振動

車両の走行に伴う道路交通騒音及び振動の予測においては、ごみ収集車、焼却灰及び破碎選別後の資源物等を搬出する車両及び通勤車両等に加えて、土地区画整理事業の実施後に本事業以外を要因として走行する車両を含む複合的な影響について予測すること。

4. 陸域生態系

淡水生物の移植については、移植先の生態系を攪乱するおそれがあるとともに定着しない事例が少なくないことから、専門家等の助言を踏まえて適切な実施について検討すること。また、移植先の候補地については、環境条件が移植元と類似する箇所を幅広く検討するとともに、追加した候補地についても現地調査を実施すること。

5. 景観

- (1) 施設の配置、形態、意匠及び色彩等を十分に検討し、周辺や背景との調和が得られる建築計画とするとともに、必要に応じて複数案について予測すること。
- (2) フォトモンタージュの作成においては、土地区画整理事業の事業計画を適切に反映すること。

6. 廃棄物

- (1) 最終処分量を可能な限り縮減する観点から、焼却灰等の発生量を抑制する施設・運転管理計画を検討し準備書に記載すること。
- (2) 工事の実施に伴う廃棄物の発生量等については、単に過年度に調査された原単位を用いて予測するのではなく、発生抑制及び再生利用に最大限努める計画としたうえで、これを踏まえて予測すること。

7. 地球環境

焼却施設の移転によりごみ収集車の走行距離が延びることに伴い温室効果ガスの排出量の増加が見込まれるため、市町と連携してごみ収集車等に電気自動車等を導入するなど、温室効果ガスの一層の削減を図る計画とし、これを準備書に記載すること。

8. その他

本事業に先行して実施される土地区画整理事業については、大阪府環境影響評価条例の手続の対象ではないが、本事業の事業計画の前提とされていることを踏まえ、事業者においては土地区画整理事業の事業者と連携し、特に以下の点に留意して環境の保全に適切に取り組むとともに、地域住民等への情報の提供に努めるべきである。

- (1) 土地区画整理事業に係る評価項目に選定された陸域生態系に係る各項目については、専門家等の助言を踏まえ、適切に調査等を行うとともに環境保全措置を検討すること。また、土地区画整理事業に伴って出現する法面の緑化においては、事業予定区域が里地里山であることを踏まえて残置森林との連続性を考慮するとともに、埋土種子の利用など遺伝子攪乱の防止に配慮した工法の採用を検討すること。
- (2) 上記の評価項目に選定されなかった大気質、騒音、振動、地象（工事中を含む土地の安定性等）、水象、景観、廃棄物及び発生土についても、重大な環境影響が生じるおそれの程度を勘案し、調査等を実施した上で環境保全措置を検討すること。

大阪府環境影響評価審査会委員名簿

(委員)

相原 嘉之	奈良大学文学部准教授	文化財
赤尾 聡史	同志社大学理工学部准教授	廃棄物
内井 喜美子	大阪大谷大学薬学部助教	陸域生態系
内田 敬	大阪公立大学大学院工学研究科教授	交通計画
◎勝見 武	京都大学大学院地球環境学学長(教授)	地盤
小谷 真理	同志社大学政策学部准教授	行政法・環境法
嶋寺 光	大阪大学大学院工学研究科准教授	大気質
高田 みちよ	高槻市立自然博物館主任学芸員	陸域生態系
○高橋 大弐	京都大学名誉教授	騒音・振動
西野 貴子	大阪公立大学大学院理学研究科助教	陸域生態系
西村 文武	京都大学大学院工学研究科准教授	水質
藤長 愛一郎	大阪産業大学工学部教授	水質
水谷 聡	大阪公立大学大学院工学研究科准教授	廃棄物
道岡 武信	近畿大学理工学部教授	大気質
若本 和仁	大阪大学大学院工学研究科准教授	景観

(五十音順、敬称略)

◎ 会長

○ 会長代理